

平成15年12月8日(月曜日)第4回定例会

出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
5番	安孫子市美夫	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	松田伸一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
			水道事業所長
真木憲一	会計課長	真木繁一	補佐
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員長		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長
事務局職員出席者			
片桐久志	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成15年12月第4回定例会

議事日程第2号

平成15年12月8日(月)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第4回定例会

午前9時30分開議

平成15年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問通告書

平成15年12月8日(月)

(第4回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	安全安心な、明るいまち寒河江の構築に向けた取り組みについて	多発する犯罪を防ぐため、住民の限られた範囲にとどまっていた防犯活動を、地域全体の運動として展開するための取り組みについて	4番 煤 津 博 士	市 長
2	資源リサイクルについて	微生物による生ゴミ処理や家畜糞尿処理などの先進事例に学んで、本市でも研究に着手すべきではないか	20番 遠 藤 聖 作	市 長
3	保育行政について	急増している入所待機者の取り扱いについて 民間の幼児保育、教育施設との競合を避ける課題について		市 長
4	みずき団地における自治組織などの形成について	子供会育成会などの組織づくりについて	15番 松 田 伸 一	教育委員長
5	「環境保全のための意欲の増進及び環境教育推進に関する法律」の取り組みについて	法律に基づく、学校教育における新たな環境教育のための体験学習などの取り組みについて		教育委員長
6	食生活環境について	子供の生活環境と発育段階における食生活について		教育委員長
7	最上川寒河江緑地整備について	コスト削減による年次計画について 水面広場の利用計画と維持管理について	6番 松 田 孝	市 長
8	埋蔵文化財の保護と活用について	最上川ふるさと総合公園(未整備地区)整備に伴う埋蔵文化財(遺跡)の取り扱いについて 緊急発掘調査(記録保存)について 県と市の見解について 埋蔵文化財の包蔵地分布図について 包蔵地を活かした復元施設の整備について		教育委員長

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切な答弁をされるよう要望いたします。

榎津博士議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号1番について、4番 榎津博士議員。

〔4番 榎津博士議員 登壇〕

榎津博士議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、またこの質問について御提言くださいました市民を代表して、以下の質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

通告番号1番、安全安心な、明るいまち寒河江の構築に向けて多発する犯罪を防ぐため、住民の限られた範囲にとどまっていた防犯活動を地域全体の運動として展開し、犯罪の起きにくいまちづくりへの取り組みについてであります。

最近、「世界でも治安情勢のよさを誇った日本の安全神話は崩れてしまった」と言われております。連日のように報道される犯罪、考えもつかない理由で子が親をあやめる凶悪な殺人もあれば、かわいい我が子を虐待する親、巧妙な手口による窃盗、そしてゲーム感覚で犯罪に手を染めてしまう青少年など、どうしてこんなことが、と嘆きたくするような事件が発生しています。

増加の一途をたどる犯罪、一方その検挙率かというと、警察の懸命な捜査にもかかわらず、平成13年には20%を割り込むという戦後最悪の結果になっております。この数字からも読み取れるように、限られた警察力の中で地域ぐるみの治安対策が従来にも増して重要な時代になり、市町村や住民が果たす役割が非常に重くなっています。

さきの衆議院選挙でも、各政党が治安対策をマニフェストに盛り込んでおりました。あるマニフェストには「安全な国の復活、犯罪のない安全な国を目指し治安の危機的状況からの脱却」という内容が書かれてありました。このようなことから先送りできない、すぐにでも取り組まなくてはならない重要な課題であると考えます。

私たちの住む山形県は人口当たりの犯罪発生率が全国でも低く、平成15年本年は低い方から4番目で推移しております。また、寒河江警察署管内では県都に近い地域でありながら、県内でも低い方の水準で経過していることは大変喜ばしいことであります。

それらの要因の一端には、ここ寒河江は昔から農業を中心として、のどかな生活環境で大きな事件もなく推移してきた地域性もあるでしょう。また、花・緑・せせらぎに囲まれ心和む生活圏で子供たちが伸び伸びと育っていること。近所づき合いなどを通して市民皆さんの心が温かいこと。グラウンドワーク等で心をつなげて、寒河江のまちづくりや美化に取り組んでいる点など、さまざまなことが挙げられると思います。

しかし、全国的に道路など高速交通網の整備がなされ、人々の生活圏が広くなり、県外から犯罪者が来て事件を起こす事例もたくさん報告されているなど、広域的な犯罪が増加しているのが現状です。短時間で首都と結ばれている現在、「凶悪な犯罪は都会で起きるもの、山形は田舎だから起きないだろう」という概念は改めなければなりません。現に県内でもさまざまな凶悪犯罪が発生していることは皆さんも御承知のとおりであります。

このように、環境が急変し、身近で発生しているにもかかわらず、市民皆さんの防犯に対する意識が高まっていないように感じられます。例えば、外出し留守宅になるなら施錠をするなど基本的なことを怠っている家がたくさん見受けられるなどからすると、市民の危機感が感じられないのが現状です。

このようなことから、私たち市民一人一人が意識を高め、警察と連携をとり防犯に取り組まなければならないと考えます。その連携においても行政の果たすべき役割は非常に大きいものがあります。低い犯罪発生率を維持し、安全安心な生活を継続するためにも、市民の防犯意識の高揚が急務であります。

「日本一さくらんぼの里さがえ」が定着、「花・緑・せせらぎで彩るさがえ」を愛する気持ち、そして「ボランティア活動を通じて市民の温かさ」を昨年の全国都市緑化フェアで全国の方々へ大きく発信、今度は「犯罪のない安全で安心な明るいまち」として発信できればと考えます。

ここで、犯罪の情勢を全国、山形県、そして寒河江警察署管内に分類し述べさせていただきます。

厳しさを増す犯罪情勢の統計を見ても、平成14年全国の刑法犯認知件数は285万3,739件と戦後最高を記録し、過去10年間で約110万件の増加となっており、とりわけ刑法犯認知件数の9割近くを占める窃盗犯の増加が著しくなっております。

また、過去10年間で路上強盗とひったくりの認知件数は、それぞれ 4.5倍、 3.6倍に増加するなど、路上犯罪の大幅な増加が目立っています。来日外国人による凶悪犯や組織窃盗犯が増加し、来日外国人犯罪の全国への拡散化傾向がうかがわれるとともに、少年非行の凶悪化・粗暴化が進展し、街頭犯罪におけるひったくりの総検挙人数に占める少年の割合は7割を超えるなど少年非行が増加しております。

それらの犯罪の検挙件数は、平成4年以降、平成11年までの間、おおむね70万件台で推移していましたが、平成13年には54万件台に落ち込み、検挙率は4年以降10年までの間40%前後で推移していましたが、認知件数の増加等により13年には19.8%と戦後初めて20%を割っております。このようなデータを見れば国民の多くは社会の安全に対し不安を抱くことになり、世界一安全な国と言われた日本の治安は重大な岐路に立っていると云わざるを得ません。

一方、山形県の平成14年県内における刑法犯認知件数は1万4,331件で、10年前と比較しますと6,407件、率にして80.9%の増加となっております。検挙件数は4,808件で検挙率は33.5%と全国平均よりも12.7ポイント高くなっています。犯罪の傾向としては強盗のほか、自転車盗、車上ねらい、自動販売機荒らし、ひったくりなど、全国と同様に街頭での犯罪が増加し、窃盗犯の増加が刑法犯全体を押し上げている状況にあります。

近年の山形県の犯罪情勢を分析した結果、皆さんの身近なところで発生する犯罪の中でも、特に自転車盗、車上ねらい、自動販売機荒らしの3手口の発生が多いことから、警察でも総力を挙げて抑止、検挙に取り組み、一定の成果が見られております。

しかし、平成14年中における刑法犯認知件数は対前年比1,302件の増、増加率10%と、全国平均の増加率4.3%を大きく上回っております。このため、県警では平成14年に身近な犯罪の抑止と検挙対策を実施し、さらに平成15年には日本一安全な山形県を目指して「山形県街頭犯罪等抑止総合対策」を強力に推進しております。

また、寒河江署管内では平成14年刑法犯認知件数は683件で、10年前と比較しますと374件、率にして121%の増加となっております。この統計からしますと、県内における寒河江署管内の発生率は低い方ですが、増加率は極めて高く推移してきており、決して予断を許せない状況にあります。

このような中で、犯罪抑止に向け行政と警察が連携をとり、新規に造成されたみずき団地にパトカースポットの場所を設けたことは大変意義があることだと考えております。

パトカースポットは、警察が従来、車をおりて巡視する際に頭を悩ませていたのがパトカーの駐車場所で、スポットができたことで気兼ねなく警戒活動ができ、移動交番的な役割を果たします。パトカーが目につくことやパトロールが徹底されることで、犯罪の起きにくい環境となり効果を上げるものと期待されます。

また、現在着々と整備が進んでいる寒河江の新しい顔となる駅前にも同じようにパトカースポットを設ける、かつ防犯用の回転灯の設置も検討している点についても、多発する街頭犯罪等に歯どめをかけるものと期待いたしますので、ぜひ実現していただきたいと思っております。

このように、行政と警察が一体となりハード面の施策として犯罪被害に遭いにくい環境づくりを推進していることは大変評価できると考えております。しかし、それだけでは一定の犯罪抑止効果は得られるとしても、ソフト面での施策を講じなければ総合的な充実強化にはつながらないと思っております。

近年は犯罪の抑止機能が低下しつつあり、加えて少年を初めとして国民の規範意識が低下していることがうかがえるなど、犯罪を抑止するための社会環境は非常に厳しいものとなっております。

犯罪の発生抑止に万全を期すには、警察のみによる努力では限界があり、国民、地域社会、さまざまな機関や団体が果たすべき役割を可能な限り分担し、防犯行動を促進することなどによって犯罪に強い新たな社会システムの構築を展開しなくてはなりません。

そこで、ソフト面の施策として犯罪危険箇所におけるパトロールの実施、防犯懇談会の開催など、生活に危険を及ぼす犯罪・事故・災害を未然に防止する地域安全活動を行政・警察・市民がパートナーシップを組み、防犯協会・地域住民等と協力して全域で推進する必要があると考えます。

現在、寒河江市ではそれを推進する防犯協会は七つの地区にあり、活動状況もその地区防犯協会単位で独自に行われております。活動内容は防犯パトロールはもちろんのこと、防犯診断を実施して各家庭の車や自転車の施錠状況などをチェックして不備な点を改善させたり、放置自転車の調査、回収などにも取り組まれているようです。また、子供や高齢者の防犯教室の開催、草の根呼びかけ運動として町内単位でハンドメガホンによる防犯呼びかけを実施している地域もあります。

このように、行政や警察の協力を得ながら、その地域の現状に合った内容で積極的に行動されていることは大変心強く犯罪抑止に大きな効果がある素晴らしい活動だと思っております。

反面、残念なことに地区によっては防犯協会の存在しないところもあります。また、それらを取りまとめる市の防犯協会が寒河江市では組織化されていないのが現状です。

県内で刑法犯の半数近く発生している自転車の盗難や車上荒らし、侵入盗はちょっと注意をすれば犯罪の発生しにくい環境をつくることは可能であります。また、防犯診断など全地域で実施すれば防犯意識の高揚につながりますし、防犯協会等が確実に機能すれば、警察などからの犯罪傾向が迅速に市民に伝えることが可能になります。そして、その情報を市民が得ることで抑止効果が上がるものと期待しております。

地域を挙げての意識の高揚、対策の実施には財政面などさまざまな難しい課題があることは理解しております。しかし、管内の犯罪発生増加率が極めて高いことを踏まえ、市民の生命や財産を守る意味でも犯罪の起きにくいまちの構築に向け何らかの施策、アクションを起こさなくてはならないと考えます。

そこで、市長のお考えをお伺いいたします。先ほど述べさせていただいたとおり、パトカースポットなど大変素晴らしい取り組みがなされておりますが、寒河江で犯罪の起きやすいような場所のハード面の整備について、今後どのように考え推進されるのか。また、安全で安心な明るい寒河江の構築に向け、住民の限られた範囲にとどまっている防犯活動をもっと幅広い市内全域での運動として展開するため、どのように取り組まれるか、御所見を伺いたく第1問とさせていただきます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

近年の犯罪情勢を顧みるとき、全国的には長引く不況を反映しまして金融機関やコンビニエンスストアをねらった強盗事件が多発し、また児童虐待事件が全国各地で連鎖的に発生しておりますし、このほかにもさまざまな犯罪が多発し、治安の悪化が世情不安をかき立て大きな社会問題となっております。

また、地域社会の変化や住民の連帯意識の希薄化により、地域が持っている犯罪抑止機能が低下し、犯罪は多発傾向にあり、その内容も複雑多様化している現状でございます。少年非行については依然凶悪化、低年齢化に歯どめがかからず、犯罪に占める割合は増加傾向にあり極めて厳しい状況にあるかと思っております。

これらを踏まえまして、山形県警察本部では、御指摘ありましたけれども、日本一安全な山形県というものを目指しまして、特に多くなっている自転車の窃盗、それから車上ねらい、いわゆる車両内から現金などを盗む行為なわけでございますが、それから自動販売機荒らしなどの街頭犯罪を抑止するため、山形県警察街頭犯罪等抑止総合対策を推進し、その抑止と検挙活動に取り組んでおります。

寒河江警察署管内でも、この総合対策を強力に推進した結果、平成15年1月から10月まで、ことしの1月から10月までの刑法犯罪認知件数は対前年比22.8%も減少するなど、大きな成果が見られているとのことでございまして、特に管内の高校において、自転車のワイヤー錠の贈呈や寒河江西村山地区防犯協会連合会と協力し自転車点検を行ったこと、また駅前や大型店などで放置自転車を撤去したことなどから、自転車窃盗が大きく減少しております。

市でもこれまで年に一、二回、市内4カ所の駅前の自転車駐輪場において、寒河江警察署及び地区防犯協会の協力を得まして放置自転車の点検確認を行い、放置自転車の整理撤去を行ってきております。昨年度は43台の放置自転車の撤去を行っております。

それから、犯罪を未然に防止する対策といたしましては、ハード面いわゆる物理的対策と、ソフト面いわゆる人的な対策の二つがあろうかと思っております。

ハード面は防犯環境設計などと呼ばれることもあり、領域性と監視性の二つの概念があると言われております。学校の正門など閉めることにより自分の領域とはっきり区画して、だれも入れないという領域性と、仮に入れてもその人がどう動いているのか防犯監視カメラなどでフォローする監視性でございます。

実施している具体的なものといたしましては、寒河江駅自由通路に設置した防犯カメラや、みずき団地に設けましたパトロールカーの駐車場所としてのパトカースポットがございまして、また暗がり解消のため毎年街路灯設置事業も行っております。今年度は現在まで35基の街路灯を設置しております。そのほかにも、現在整備中の駅前にパトカースポットを設置することにしておりますし、建築中の寒河江駅前交流センターと寒河江駅前正面口駐輪場にもそれぞれ監視カメラを設置することにしております。これからも防犯上必要と思われる場所が出てきましたならば検討を加えてまいりたいと考えております。

次に、ソフト面の対策でございますが、地域安全運動と呼ばれるもので、犯罪の防止はやっぱり警察の問題だけでなく住民の主体的・自立的な取り組みが必要でございます。社会全体で対応することが必要であるということございまして、御指摘のとおりでございます。

具体例としまして、市内各地区の防犯協会が実施している巡回パトロールや、防犯診断がございまして。巡回パトロールとは、御案内かと思いますが、地区内の警備防犯のために放置自転車の調査、撤去、無灯火自転車、街路灯の芯切れ、ごみ袋の道路のはみ出しなど、防犯上の不備な点を個々に指導改善を行う活動でございます。防犯診断とは、地区の全世帯を対象に屋外の放置自転車、自動車のキーのつけっ放し、ドアロックのし忘れなどを調査したり、地区内の危険箇所の点検などを行う活動でございます。これらは、寒河江警察署はもとより地域防犯連絡員と連携しながら行っている地域安全活動の実践でございます。

このように、安全で安心な生活を守るためには、地域住民の自分たちの町は自分たちで守るという安全意識の高揚と、自主的な安全活動を推進することが必要だろうと思っております。その核としまして、地区防犯協会の果たす役割も大きいと考えております。地域安全活動は地区防犯協会を中心とした地域の自主的な活動を基本としながらも、その円滑な活動を促進するためには行政あるいは市防犯協会の支援は必要であると考えております。

支援の内容は、安全活動の情報提供や活動支援、警察との連携や地区防犯協会相互間の連絡調整などが挙げられると思います。これまで行政として各地区の防犯協会に協力いたしまして活動を支援してまいりました。市防犯協会は、長年にわたり組織体制が整っていなかった実情にありましたが、その組織化を念頭に置きながら、端緒として今年度中に地区防犯協会の代表者に呼びかけ懇談の場を持ちたいと考えております。この懇談会合の場におきましては、市民の連帯意識を高揚させ、犯罪防止力を増大させるための手だてと組織化の進め方、活動の内容などについて話し合っていきたいと考えております。

地区防犯協会が存在しない地区については、この地区は5年ほど前までは活動していた地区でもありますので、町会長などから実情をお聞きしながら、地区として地域安全活動が展開できるよう環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

安全で安心して暮らせることは市民すべての願いでございます。防犯協会はもとより市内の各種団体や地域防犯連絡員の協力をいただきながら、警察との連携を密にいたしまして、市民一丸となって持続的な地域安全活動を進めていく中で、これまで以上に安全で安心なまちづくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

佐竹敬一議長 榎津議員。

榎津博士議員 たいまはハード面、ソフト面に大変心強い御回答をいただきまことにありがとうございました。

皆さんも御承知のとおり現在全国で「おれおれ詐欺」という犯罪が多発しております。先日全国での被害総額は22億円を超えているような状況であり、私たちの住む山形県でも約2,000万円の被害に遭っております。うち寒河江警察署管内ではその半分の1,000万円余りに上っているのが現状であります。この事件が発覚してから大分時が過ぎ去りました。しかし、今もって被害者が後を絶たない、このようなことは今もってその犯罪の傾向を知らない方がたくさんいらっしゃる、または子を思いやる親の気持ちが先行してしまい、わかっても出さなきゃならないという気持ちにかられてしまいお金を出してしまうというようなことが続いている現象だと思っております。

私は、さも息子や孫を装い親の子を思う気持ちを悪用する行為に怒りがこみ上げてくるとともに、このような手口で犯罪が繰り返されていることに、この国の将来に不安すら覚えます。このような手口こそ、警察、行政、団体や企業、そして地域住民とのネットワークが確立されていてタイムリーに機能することができればかなりの被害を防げたのではないかと考え、改めて市全域の組織化に必要性を感じたのでした。また、組織化に向けて取り組まれるにしても他市町村での参考になる活動を視察することも大切であるのではないかと思っております。

防犯活動を積極的に取り組んでいる舟形町での活動の一部を紹介させていただきますと、毎月1日と15日を「防犯の日」と定め、各家庭に防犯旗、いわゆる旗を配布し掲揚してもらい、町内の要所にも大きな防犯旗を掲揚しております。寒河江のさくらんぼ市旗を掲揚すると同様に防犯旗の掲揚は、町民の意識高揚ばかりでなく対外的に犯罪の起きにくい環境を形成しております。また、防災無線を有効活用してタイムリーに情報を提供したり、町を挙げて実施している「鮎まつり」などの開催中は、車上荒らしに遭って訪れた客が不愉快な思いをしないよう駐車場のパトロールを強化して、祭りのイメージダウンにつながらないように地域ぐるみで行っております。

寒河江も「みこし祭り」やたくさんのイベントが多いまちです。多くのお客様が訪れます。防犯パトロール等を通じて訪れた方々に感動と安心を与えられることができれば、より一層楽しんでいただけるものと期待いたします。

防犯活動は、自治体と地域住民、民間団体などの取り組みが大きな役割を担い、我が国の治安問題を左右するとまで言われております。市内全域の防犯協会設立や防犯活動の推進には、先ほど述べたようにさまざまな課題を乗り越えなくてはなりません。当然それに伴う経費も発生してくると思います。ぜひ、それらのことも市長初め関係各位の御尽力を賜り一歩ずつ確実に前進し、「安全安心明るい寒河江」の構築が早期に確立できますようお願いいたします。第2問といたします。

遠藤聖作議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号2番、3番について、20番遠藤聖作議員。

〔20番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告してある内容に関心を持っている市民を代表して、以下、市長に質問をいたします。

最初に、資源のリサイクルの取り組みについて伺います。

今、家庭や農家、企業、自治体などから日々排出される廃棄物は膨大な量になっています。それらは内容ごとに分別され、焼却や埋設されたりするものが大半であります。中にはリサイクルにより再活用されていくものもあります。

しかし、欧米諸国と比較して日本では資源リサイクルの取り組みが大きく立ちおけているのが実情であります。県内でも多くの自治体でリサイクルの取り組みを進めているところでもありますけれども、長井市でのレインボープランが全国的に注目されているほかは、なかなかこれといった有効な施策が見当たりません。

私は、改選前の昨年、文教経済常任委員会の一員として鹿児島県の鹿児島市の下水汚泥の好気性微生物による堆肥化の取り組みを視察してまいりました。

鹿児島市は、人口43万人で下水道の普及率は82.1%、1日に発生する下水汚泥は120トンで、コストがトン当たり2万5,000円もかかる処理が頭痛の種だったそうであります。それが下水汚泥を好気性微生物によって発酵させることによって堆肥化し、農家などに販売することによって処理コストがトン当たり1万3,000円と、これまでより半分以下の費用で済むことになったということでありました。

この処理堆肥はサツマソイルとして市民の間に定着し、他の肥料と混合して市民が家庭菜園に使用したりするほか、鹿児島県では農家の家畜堆肥の処理を業者が一括して引き取り処理しているところが多くて、その産廃業者が堆肥の中間処理用の発酵促進剤として相当な需要があるとのことであります。

実際にこの処理済の汚泥を活用している養鶏農家に案内していただき、実際にその作業を見学してまいりました。その農家は毎日大量に発生する鶏ふんにサツマソイルを加えて発酵ヤードに収納し、定期的にバケット車で切り返すだけで徐々にさらさらになり、それをまた鶏舎に床土として活用するようにしていると言っていました。においも少なく、畜舎や鶏舎につきもののハエがほとんど目につかず非常に驚いたことを記憶しています。

今全国でこの種の取り組みが進められています。平成16年からは家畜の堆肥の保管についてもより厳しい対応が農家に求められています。新種のウジを使って家畜の堆肥を肥料化したり、ある種の微生物を活用して家庭の台所の生ごみを肥料化する試みなどさまざまな事例が生まれています。本市でも先日の市報にも載っておりましてけれども、河川浄化に微生物を投入することによって浄化できるのではないかと実際に実践している活動が紹介されていました。

農家や家庭、企業から日々排出される廃棄物は待ってくれません。病院や学校、保育所などから出される給食の残菜の処理などにも目を向ける必要があります。この問題については佐藤暘子議員が以前質問で取り上げています。今は燃やすとか埋めるとかというだけでは不十分でありまして、リサイクルの視点をもっと多くの分野に広げ、資源をより有効に活用していく道を求めていく必要があると思います。

こうしたことを踏まえ、本市でも微生物を活用した堆肥づくりや、生ごみの資源化、リサイクルに目を向け、情報収集や研究を開始し、できるところから実践を開始すべきではないかと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。とりあえず公共施設の給食残菜の資源化に取り組めないか伺いたいと思います。

次に、通告番号3、保育行政について伺います。

寒河江市は、昨年からすべての市立保育所で希望する保護者を対象に保育時間の延長を実施しています。これは共働き家庭でも安心して子供を預けて働けるようにという側面からの子育て支援策として大変有効な施策であり、多くの父兄から歓迎されているところでもあります。

また、公立保育所の場合、兄弟姉妹が同時に保育を受けるときは第2子については保育料を半額にし、父母負担を軽減するという措置もあり、これまた父兄に歓迎されているところでもあります。

さて、全国的に進行している少子化の傾向は本市においても例外ではなくて、強力な子育て支援策が必要なことは言

うまでもありません。私たち日本共産党市議団はこのことについてもこの間、保育時間の延長問題や、若い世帯に低価格の公営住宅を提供する問題など、予算要望や議会の一般質問の場でさまざまな提言を行ってきた経緯がございます。

今回、私が取り上げるのは、一つには一部の市立保育所で起こっている定数を超えて入所希望者がいる問題の原因と対策についてであります。そもそも本市の幼児保育は、民間と市立の施設が対象となる乳幼児のほぼ半数ずつを分け合って保育しているのが実情のようであります。少子化が進行する中でこれがどうなっていくのか、今後行政としても深い関心を持って適切で誤りのない対応が求められていることを、まず申しあげて、以下、質問に入りたいと思います。

このたび、西根地区の複数の保護者から、希望者が定数を超え入所の調整が必要になりましたので調査票を提出してくださいと、市役所に言われた。どうなっているんですかという問い合わせを受けました。

担当者に伺ったところでは、市立保育所で来年度定数を超えて入所希望者があり、他の保育施設に回ってもらう必要があるのは2カ所程度で、残りの保育所はほぼ定数どおりか、定数割れの見込みのようであります。今年度もにしね保育所では定数を超えて希望者があったために他の保育所に入ってもらったというケースがあったということだったので、しばらくはこうした状態が続く可能性もあり、何らかの対応が必要ではないかと考えます。

定数を超えた希望者があった場合の対応はどうなるのか、だれもが納得できる公平な基準を示すべきだと思います。例えば、上の子と下の子が異なる施設に入所するなどということがあってはならないと思いますが、入所判定の物差しはどうするのか伺いたいと思います。

また、厚生労働省が示している定数の緩和措置の範囲内であれば、市の独自の判断で年度当初から最大定数の125%で対応するというのも、定数をオーバーしている希望施設の場合は考えられるのではないかとと思いますが、そのことについて伺いたいと思います。

ただし、施設の設備や保母さんの配置など解決しなければならない課題も少なくありません。市当局の適切な対応を望むものであります。

一方で民間の幼児保育施設では、少子化の影響を受けて認可、無認可に関係なく、ごく一部の施設を除いて軒並み定数に満たない状態になっています。

市では以前から民間の幼児保育施設に通園させている父兄に対して、所得に応じて就園奨励補助金などを支給するとともに、少子化対策の一環として民間施設への補助金を交付してきました。ただ、冒頭に申しあげたように、保育時間の延長が市内すべての保育所に拡大したことや第2子の保育料が半額になるなどで、民間から公立保育所に子供をシフトさせる父母がいるのではないかとと思われるのであります。

そもそもこれまで市内の幼児の保育については公立と民間で半々に分け合ってきたし、ゼロ歳児や未満児保育の多くは民間保育施設が担ってきました。どの保育施設や幼児教育施設に子供をゆだねるかは施設の特徴や内容によってさまざまな形態があります。

ただ、少子化の進行という中で行政側が民間の施設との共存という立場を考慮しないまま一方的に事を進めればさまざまなあつれきを生むことは当然であります。以前の議会で佐藤暘子議員が提案した「幼児教育施設連絡協議会の復活と、本来の機能を回復させること」というのは、まさにこうした場合を想定したものであります。

民間の経営者の中には、「行政に要望したいことはたくさんある。寒河江市の幼児保育や教育をどう進めていくのかというテーマで意見や要望を話し合う場を設けてほしい」と言っていました。認可施設、無認可施設、あるいはゼロ歳保育や未満児保育に力を注いでいる施設、あるいは企業内保育所など、個々に見ていくと抱えている課題や悩みはさまざまだと思います。一堂に会しての話し合いとなると困難なこともあるかもしれません。でも、寒河江市民の幼児保育を担っているという点では同じであります。定期的に少子化対策や幼児保育のあり方、行政の援助のあり方などについて話し合う場を設けることについて再度検討を求めて、第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、資源のリサイクルのことでございます。

国では限りある資源を大切に、環境の負荷が少ない持続的な発展が可能な社会を目指して法整備がされてきており、発生抑制、再使用、再資源化、適正処理の廃棄物処理四原則による総合的なリサイクル対策が進められております。

これを推進するためには、市民・事業者・行政の三者が共通の認識に立ちまして、それぞれが責任を自覚した上で相互に役割を分担しながら、市民生活や事業活動により発生したごみについては自己責任のもと適正な処理を行うとともにリサイクルを進め、地域社会全体としてごみの排出抑制及び再資源化を進めていく必要があると思っております。

生ごみにつきましては、寒河江地区クリーンセンターにおける調査では、家庭から出される生ごみは燃やせるごみ全体のおおむね15%でございます。それぞれの家庭でごみそのものを減らしていく工夫の取り組みが最も重要でございますので、生ごみの減量化とリサイクルを推進するためコンポストの購入に対する補助制度を設け、平成11年度からは対象を電動式の生ごみ処理機にも拡大してまいりました。これまでコンポスト 2,500基を超える設置と、電動式の生ごみ処理機 242基の実績となっており、減量化、資源化に効果を上げているものと思っております。生ごみの減量化とリサイクルを推進するため、今後ともリサイクル意識の高揚に努めてまいりたいと思っております。

また、家畜排せつ物の有効利用方策についてでございますが、家畜排せつ物は有機物を多量に含んでいることから、これまでも農産物及び飼料作物生産において有効利用されてきたところでございます。しかしながら、近年農業従事者の高齢化や後継者不足を背景といたしまして、排せつ物の資源としての有効利用が困難になりつつあり、地域の生活環境に関する問題も生じてきております。一方、資源循環型社会への移行が求められ、環境に対する意識が高まる中で、家畜排せつ物についてその適正な管理を行い、堆肥として農業の持続的な発展に資する土づくりに積極的に活用するなど、その資源としての有効利用を一層促進していくことが必要になってきております。

本市における堆肥の利用については、一部で販売等の実績があるものの、それ以外については自己農地への散布などに活用されております。今後、微生物を活用した堆肥化の方法などの事例も見ながら、堆肥化の効率や堆肥の有効利用の方策について調査研究していかなければならない課題だと思っております。

それから、市の施設から出るところの給食残渣についてでございますが、燃えるごみとして週2回回収いたしましてクリーンセンターにおいて焼却処理しております。

資源化の取り組みについては、試験的に田代小学校で微生物による堆肥化を試行、試しにしましたが、十分な発酵ができないなど課題があり現在やめております。また、醍醐小学校に生ごみの減量化を図るために電気式による生ごみ処理機を、これは乾燥式の方でございますが、設置いたしまして、処理されたものは学校の花壇等の土づくりにしようとして始めております。

資源の有効利用として、昨年から小学校の給食調理で使用した廃油の一部を、石けんを製造している事業所に搬入し、そこで製造された石けんを市内全般の給食調理場において食器等の洗浄に使用しております。

給食残渣の資源化を進めていくためには、施設ごとの排出量も異なりますので、どのような形で堆肥化やリサイクルを進めるのか、さらに堆肥の有効利用や需要についても十分に検討しなければなりません。このようなことから、施設の生ごみの堆肥化ということについては現状を調査しながら、さらに研究していく必要があると考えております。

次に、保育行政に対しての御質問にお答えいたします。

近年、雇用や労働環境の厳しさを反映してか保育所入所の需要が増すなど、仕事と子育ての両立支援の要請が強くなってきており、これらの要請ニーズにも的確な対応を行っているところでございます。

保育需要の増加に対する具体的な対応としまして、その時々保育ニーズを酌み取りながら、すべての保育所での延長保育の実施や保育定員の弾力的な運用による受け入れ保育児童数の拡大、分園の設置による保育定員の拡大を図るなど、保育所入所に対する待機児童を出さない方策を講じてまいりました。

その結果、少子化で本市の場合も出生数が毎年 400人前後を推移する状況でございますが、保育児童数については年々増加し、子どもプランを策定した平成9年度には保育定員 560人に対し保育児童が 425人でしたが、平成15年度末は保育定員 600人に対し保育児童は 637名となり、約50%の増加となっており、安心して預けていただけるよう保育体制を確立するとともに、保育内容の向上に努め、保育所運営の充実を図ってきた結果と考えておるわけでございます。

御質問にあった平成16年度の入所申し込みについてでございますが、にしね保育所等一部の保育所で希望者が多かったことに対する対応でございますが、保育所全体の申し込み状況を見ますと、本年度より40名程度保育児童が多くなり 677名程度となるものと予測しております、特ににしね保育所については平成15年度の保育児童数よりも16名増の申し込みとなっております。

本市では、これまで国が示している保育所への入所の円滑化について、いわゆる入所定員を超えて入所児童の受け入れが可能とされている制度というものを活用し、保育需要にこたえているところでございまして、来年度も同様にこの制度を活用することとしており、10月中に申し込みをいただいた児童につきましては、全員の入所を決定する方向で検討しております。このため、保育所入所における待機児童はないものと把握しております。

しかし、にしね保育所の3歳児については、入所先の調整が必要であり、近くの受け入れ可能な保育所の利用をお願いすることとし、今回新たに申し込みをされた児童を対象に12月中にしね保育所の状況や保育内容等の説明をいたしまして、子育て家庭の保育条件、保育サービスの利用の意向などを十分に把握し、第2希望の保育所を中心に調整を行い、保護者の御理解をいただいております。また、なか保育所4歳児についても同様の入所先の調整を図っております。

民間の乳幼児施設との関係につきましては、これまで話し合いの場を設けてまいりましたが、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年度を初年度とする5カ年の寒河江子どもプランの実施計画ともいえる行動計画の策定というものを平成16年度に予定しております、その際にも寒河江市の乳幼児施設全体について関係者と十分に話し合いを持ってまいりたいと考えてございます。その中で、将来的な保育の器がどうあれば効果的に的確に市民が求めている教育需要にこたえていけるかどうかなど、総合的な判断をして計画を策定する必要があると考えておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 ごみあるいは堆肥の資源化の問題については一定調査研究もしてみたいというふうな答弁がありました。ただ、実際の対市民とのかかわりで言いますと、なかなかそれが有効に機能してないというのが実態でありまして、例えば、家庭のごみの量も、さっき市長は生ごみは10%と言いましたけれども、総体的にはごみの量は相当ふえているんですね。有料化したことによって一時大きく減少しましたが、ほぼそれを超える勢い、現時点では、なっているということで、必ずしも家庭の中でリサイクルに回す量が多くなっているというふうにはちょっと感じ取れない、この数字の上で言いますとですね。そういう状態にあるというのではないかというふうに思います。ですから、もう少し行政が力を入れて資源化の取り組みを呼びかけるということが大事な時期に来ているのではないかと思います。

それで、さっきサツマソイルの話をしたわけでありまして、これは私だけでなく同僚議員、当時の文教経済常任委員の皆さんは全員見てきたわけで、やっぱりこれは参考にして行政に伝える必要があるというふうなこともこもごも言っておりました。ですから、「百聞は一見にしかず」ですので、職員を派遣して実際に調査をさせてみたらどうかというふうに思います。なかなか経費の削減で出張旅費もないという中でのことですので大変かとは思いますが、やっぱりそのぐらいの意気込みがないと。

特に九州地方はその種の取り組みが進んでいるところでありまして、インターネットでもとったことありますけれども、特殊なハエのウジによる牛の堆肥の処理ということもやっている自治体もあるようであります。これは話だけですと、びっくりするほどの成果が上がってあって、1カ月もたたないうちにぼろぼろになる、土になるというふうな報告などもあったりして、その種の話が今全国にあるわけです。

どれが本場で、どれがうそかという問題もありまして、これだというのはなかなかないようでありますけれども、ぜひそういうものを取り寄せてもらって、たたき台としてそういうものを研究してみるということが必要なのではないかと。職員が大変忙しくて申しわけないんですけれども、通常業務の傍らでも結構ですので、そういうことを職員にしてもらおうというふうな取り組みも必要なのではないかというふうに思っています。結果的にそれが物すごく行政の処理経費の低減にもつながるし、そして資源の有効利用にもつながるということですので、ぜひそういう取り組みをしていただけないかということでもあります。

それから、田代小学校や醍醐小学校で一部に取り組みがなされたということでもありますけれども、もう少し中規模の学校、あるいは寒河江でいうと大規模校あたりにもそういう取り組みがなされてもいいのではないかなというふうに思います。微生物というのは何を使ったのかわかりませんが、失敗したらまた別な方法をやればいいわけで、あきらめないで取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに思います。

そのほかにも病院とかそういうところでも毎日出るものですから、そういうものの取り組みも必要なのではないかと。例えば、地域的にも一つの町内会、あるいは団地などにそういう生ごみ処理機を設置して、実験的に一つのグループ単位を試みにやってみたらどうかということもあるんです。これは共産党の市議団が横浜市に以前行ったときに実際見てきたんですが、団地の中で生ごみの共同処理の処理機がありまして、管理人も置いて交代で自主管理しながら、生ごみを投入して土くれにしていくという取り組みをやっていました。これは非常にうまくいっているということでしたので、そういう資料なども必要であれば、私どもも提供してみたいと思います。そういう努力を寒河江市として、個々の場面でやってみたらどうかというふうに思います。そういう問題提起だったわけでありまして、ぜひそのことを検討して見ていただきたいというふうに思います。

それから、牛の堆肥の問題ですけれども、これも厳しい法規制が間もなくかかってくるわけで、市の予算化としては補助費として畜舎費の建設費として計上されておりますけれども、実際これなかなか受け入れる農家は大変なんじゃないかというふうに思います。巨額なお金がかかるということもありまして、やっぱり、これ有効利用の方に回していくということを考えればもっと安く済むし、当時鹿児島でありました話ですと、当時の農林省の補助事業としてやれたということでしたので、そういう制度などの研究もしていただきながら、リサイクルにするというふうな方法が考えられないか、

そういう道も検討していただきたいというふうに思います。

それから、幼児教育の問題でありますけれども、質問の趣旨は二つあったんですけれども、一つは定員をオーバーして申し込みが集中している保育所、さっきにしねということで私も市長も言ったわけですけれども、10人ほどオーバーするというふうなことだったようであります。そこで、措置基準を、つまり入所させる判定基準をどうするのかというふうなことを聞いたわけですけれども、それに対しては10月まで申し込みになったものについては無条件で、それ以降の申し込みについては3歳児については話し合いでというふうなことでした。

そこで、問題になるのは、質問にも取り上げましたけれども、兄弟で希望されている家庭の場合はどうなるのかということなんです。お兄ちゃんがにしねで、下の子がみいずみとか、というふうなことが発生するのか、そういうことが起こっちゃうのかですね。これは保護者会への参加とか送迎の問題とか、いろいろありましてその家庭の負担が非常に大変になるのではないかとというふうな気がします。そういうお子さんは優先して入れるとか、何か基準や物差しがあってもいいのかなと思います。それを聞いたんですけれども、それについては直接的な返事はありませんでしたので、改めて伺いたいと思います。

それから、125%まで定数を超えて入所させてもいいというのが厚生労働省の見解のようであります。ただ、初年度つまり年度の初めからそうするのではなくて最終的にはその年の10月以降、9月だか10月、それ以降の措置としてそれが認められると。当初は115%ですか、の人数までは受け入れるということで、最終的には青天井だそうなんですけれども、少なくとも125%ぐらいまでならば受け入れられるというのであれば、年度当初からそういう措置をしてもいいのではないかと質問したんですけれども、それに対する答弁もありませんでした。特殊な例ですよ、これは。だから、にしねなどの特殊な例の場合にそういう方法を当てられないかということを行っているわけで、ただ実際これはなかなか大変で、保母さんの手配とか、施設がそれまで広くないというようなケースなどもあったりして、なかなか大変ですけれども、どうしてもという父兄が多いのであれば、そういう対応もあっていいのではないかとというふうな気がしましたので取り上げたわけあります。

同時にもう一つの問題は、民間の施設との共存共栄というふうな問題であります。これは少子化が非常に進んでおりまして、ただ保育の需要が多くなっているということで見えておりませんが、まだはっきりとは出ておりませんが、だんだんだんだん民間の施設へ入所する子供が減ってきているのがわかります。半分ぐらいまでなっている施設もありまして、経営が非常に大変になっているのではないかとというふうなのが推測されるんですけれども、この施設の人たちは、例えばですよ、市でやっているように第2子半額という制度を民間の施設にも寒河江市が援助してやってくれないだろうか、同じ子供を扱っている施設として自力でやれというのは余りにもひどいのではないかとというふうな声もあります。

それだけではありませんけれども、実に多くの意見が民間の幼児教育の経営者の中にはありまして、そういう声をきちんと受けとめて行政として真剣に対応していく、そういう取り組みが必要なのではないかと。これまでやってこなかったというわけではなくて、もっとこれから少子化に向かっていく中で、そういう問題が表面化してくるのではないかとということもありますので、ぜひ幼児教育の連絡協議会というものを再起動させるという必要があるのではないかとというふうに思いますので、そのことについても改めて具体的な答弁をお願いしたいと思います。

以上で、第2問とします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 このリサイクルでございますが、先ほどしょっぱなに申しあげました四原則、いわゆる発生抑制・再利用・再資源化・適正処理とこういうようなことは、みんなやっていかなくちゃならない、わかっていることですが、これを実際に行おうとするときにいろいろな問題が出てくるわけでございまして、さらに一番やっぱり難しいのはそういう循環の輪というものを、リサイクルの輪というものはわかっておりますが、需要というものが、そういうものをつくった場合にどこで需要があるのか、あるいはだれが作るのか、つくった場合にだれが買うか、有料にするか無料にするかとか、そういう問題が一番あるのだろうと。まだやっていないんですけども、それが一番問題だろうと思っておるわけでございまして、どんな微生物を使うかというようなこともあるんでしょうけれども、その辺がやっぱり……、調査をさせていただきたいものだとこのように思っておるわけでございまして、職員の視察というようなことについては検討課題だとこのように思っております。

それから、小規模の施設だけじゃなく大規模というような話もございましたけれども、そういうようなことを考えればなお一層にそういう製品を使うところが見つけられるのか、需要先があるかというようなことが当然出てくる。ただつくっては倉庫に積んでおくというようなことになりはしないかというようなことが非常に心配なわけでございまして、現在のそれぞれを見ましてもそういう分野が一番問題になっておるようだと、このように見ておるところでございます。

それから、保育の問題で兄弟というようなものが一緒に通っておるというようなことでの、どう対応するかというようなことにつきましては、その辺はいろいろ具体的な分野にわたっての調整ということがあろうかと思っておりますが、さらにお答えがあれば担当の方から申しあげたいとこのように思っております。

それから、文部省の考え方では、年度当初というのは何かやっぱりそういう設置基準から何かありまして15%アップまで弾力性を認めておる。そして5月の1日ですと25%までは何とか可能というようなこともございますし、10月を過ぎれば制限をしないで入所可能というようなこともありますけれども、実際問題として手のかかるところの3歳児以下の児童を預かった場合にどう対応していくかというようなことの問題も出てくるわけでございまして、いろいろ実際に取り組みに入った場合にはその辺のことを考えながら苦慮している段階でございます。その辺につきまして、なお担当の方からそれ以上のことがあれば申しあげたいと思っております。

それから、民間との調整でございますけれども、これまでも民間に調整をしておったところでございまして、先ほども申しあげましたように、なお一層、17年度から子どもプランの行動計画というものを策定しなくちゃならないということになっておりますので、16年度中に一層その辺の調整なり、将来にわたってどう持っていくかというようなことを検討して、そして立ち上げていかなくちゃならないなとこのように思っております。

そうしますと、当然寒河江の保育児童の年齢別の将来5カ年等にわたっての推移というようなものを見ていかなくちゃなりませんし、そしてまた民間というようなものがどういう対応をしてくれるのかと。市の保育所の場合ですと延長保育とかやっておるわけでございまして、その辺の絡みというようなものをどうするかということが課題になってくるだろうとこのように思っておりますので、十分16年度中に詰めていかなくちゃならない問題だとこのように思っております。以上です。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

安食正人健康福祉課長 お答えいたします。

現に上の子が保育所に通っていると、第2子の子供さんも16年度から入りたいというふうになった場合に、それぞれ別の保育所になった場合は運営面あるいは家庭の事情からしてもどうしても無理が入るといふようなことに当然なるわけですので、そういったことをいかにして解消すべきかということも含めながら、12月の時点までそれぞれ保護者の御意見等をお伺いしながら何かからの方策を考えながら、そういう事態にならないように対応していきたいというふうに思っております。

それから、民間に対する第2子の半額等の支援等についての御質問があったわけですが、現段階においてはそういったところまでは考えてないところでありまして、公的あるいは民間のそれぞれのバランスの中で、これまでも話し合いの場としましては幼児教育連絡協議会の中で話し合いをしてきておりますので、そういった折にもいろいろ意見をお伺いしながら、どういった研究が必要なのかというようなことについては今後の課題というふうになるかと思っております。

あとは、先ほど市長からありましたように、17年度からの行動計画にのっとり内容でどういふふうな少子化に対する対応をするかというような点につきましては計画の中に織り込むというようなこととなりますので、そういった結果に基づいた対応を今後進めていきたいというふうに思います。以上です。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 団地とか、ある一定の特定の町会等をモデルケースとしてやってみるということについては、実はこちらから強制してやることではなくて持ちかけてみると。そして、きちんと自治組織としての受け皿が可能であればやってみたらどうかということであります。ですから、処理済みの堆肥が出てきた場合、それはその中で処理をしていくという、横浜の場合なんかはそうでした。そういうふうな受け皿も当然つくってやるべきでありまして、それができないところであれば、それはやってもしょうがないわけですね。ですから、そういう問題は最初から発生しないのではないかと、取り組む方向性さえ示しておけばですね、そういうふうだと思います。この問題では、余り難しく考えない方がいいのではないかなというふうに思います。

いずれにしても、リサイクルへの取り組みというのは非常に大変でありまして、それを突破するのはやっぱり自治組織のそういう町会とか、あるいは行政が一体となって取り組む中でしかできないことでありまして、なかなかいきなり個々にというのは難しいのではないかと。ですから、そこで一つのモデルケースをつくって実践してみるということがいいのではないかとこのように思います。

それから、下水処理した汚泥の堆肥化という問題もありましたけれども、以前、寒河江の汚泥については重金属とか、それから何ですか、砒素でしたっけか、そういうものが多く含まれていたので、堆肥化には向かないという話を聞いたことがあります。それ現在はどうなっているのかですね。どうなんでしょう。

ちょっとクリーンセンターで聞いてきたんですけども、クリーンセンターでは今はもう検査してないということでした。ですから今はどうなっているかわからないけれども、クリーンセンターから出る汚泥については、全部焼却に回していると、そういう話でした。下水の場合はどうなのかなと思ったんですけども、燃やしてしまうのはもったいないし埋めてしまうのももったいない。ですから堆肥として使えるのであればそういう方向を模索してもいいのではないかと。そして東根などはジョイあたりにも卸してますよね、処理済み堆肥ですけども。そういうことだって業者との話し合いによっては可能なのではないかなというふうに思いますので、ぜひそういう点も前向きに検討していただきたいなというふうに思います。「百聞は一見にしかず」の問題については検討してみたいということでしたので期待したいと思います。

浄化の問題では、私も全然知らなかったんですけども、すごくでかく今回の市報に、通告を出した後にこれが出たんですけども。これははっきりとEM菌を投入しているというふうにありました。このEM菌どうのこうのについては私は何とも言えませんけれども、こういう取り組みがやっぱり市内でも起こっている。研究会の安孫子さんとは面識ありまして、何度もこの問題で私、話したことがあります。自力でやっているんだと、一人でやっているんだと、最初に非常に苦労話を語ってくれていましたけれども、こうした努力がこういう形で少しずつ目の目を見てきているんだなというふうに思いました。

行政側としては、これは一級河川で市の管轄外にあるので市としては余りこれにはかかわりないんだという話も聞いたことがありますけれども、こういう努力が一市民の手でやられて、それがロータリークラブなどで支援するような体制がとれるようになっていくという、こういう取り組みは非常に貴重だと思います。成果の是非は別にしてですね。そういうのが長く続く間に実際の結果が出てくるわけで、そういうのなんかの研究に対する支援、取り組みに対する支援などもぜひ強めてほしいなというふうに思っています。

それから、子供の問題ですけども、にしねの問題についてはそうならないように努力したいということでしたので期待をしたいと思います。

それから、連絡協議会の問題については、以前佐藤議員が聞いたときには、いわゆる協議の場ではなくて研修の場になっているというふうな答弁があったような気がします。実際に協議がなされているのであれば結構なんですけれども、ぜひそういう民間の経営者の悩み・生の声を、全体の場に出せないのであれば個々の施設を回っていただいて直接対話の中からそういう生の声を聞き取ると。それで17年度からの子どもプランに生かしていくという取り組みが絶対に必要だと思います。そういう努力をしないまま、上からの方針でモデルひな型でやるというのではなくて、現実にこの寒河江の幼児教

育の現実の中からプランを作成していただきたいということについて私は思ってますけれども、そこら辺、連絡協議会の実態はどうなっているのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

安食正人健康福祉課長 私どもの担当は、いわゆる公立の保育所、それから幼稚園、これは教育委員会というような内容に、御案内のとおりでありますけれども、そういったことでこれまで話し合いを一緒にさせてもらってきたということでございますので、先ほどの御意見等もありましたので、その辺も踏まえながら今後どういった方向でそれらの諸問題について研究、あるいは協議を必要とするのかというようなことを詰めていきたいと思っております。

佐竹敬一議長 下水道課長。

鹿間 康下水道課長 下水処理の汚泥の中に重金属と砒素あたりが含まれていないかというふうなことでありますけれども、検査している状況では含まれておりません。それから、今現在は業者に委託をして埋め立て処分をしているというふうなことであります。以上です。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 沼川等に投入しながら、寒河江市内の河川の浄化を図ってくださっておるわけございまして、あくまでもグラウンドワーク、あるいはボランティア活動ということでやっておりますので、特に積極的にこちらから補助助成というようなことは現在のところは考えておりません。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時10分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田伸一議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号4番、5番、6番について、15番松田伸一議員。

〔15番 松田伸一議員 登壇〕

松田伸一議員 私は、市民から寄せられた意見や質問をもとに順次4番から質問をしております。当局の誠意ある御答弁を期待しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

4番、みずき団地内における自治組織、いわゆる町内会活動に付随する地域の単位子供会活動と、それに伴う子供会育成会について質問をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

みずき団地は低迷している経済状況の中、分譲がどのようになるか心配をしておりましたが、好調な状況にあると聞き、来春の雪解けと同時に町並みが形成され活発なコミュニティー活動が期待されております。地域内で幾つかの町会が結成され、美化活動や地域活動、文化活動など新しい地域づくりがなされると推測をしております。

このような中で、健全な子供たちをはぐくむ活動の一環として子供会活動を支援する子供会育成会も結成されることと思いますが、栄町など隣接する地域と、みずき団地とはそれぞれ学区が異なります。今までですと移転してくると最初は隣接する子供会活動に加わり、子供会の増加とともに新たな地域で独立した子供会活動へと発展移行していくのが今までの展開の様子でありました。みずき団地では周囲の地域は中部小学校学区で囲まれており、そのような地域でするので子供会組織づくりに何らかの支援策が必要と考えますが、どのような手だてを講じているのかをお伺いいたします。

次に、このたび「環境保全のための意欲の増進及び環境教育推進に関する法律」が議員立法として成立いたしました。7月25日に公布され10月1日から施行されました。御案内のように、循環型社会の構築を目指し平成11年の12月に中央教育審議会が提出した「これからの環境教育、環境学習、持続可能な社会を目指して」の答申を受け各党間で審議が開始され、中央環境審議会に答申を出したり、平成14年のヨハネスブルクのサミットでは、小泉首相が「教育のための人づくりパートナーシップ」を提唱するなど、我が国も国際社会の中で積極的に環境教育を重視する展開を提唱しております。

このような経緯で成立した法律であります。学校教育の中でこの法律の立法精神を、また具体的な施策としてどのような事業を展開され、どのように生かしていくおつもりなのかお伺いいたします。

最後になりますが、子供の生活環境と子供たちの発育段階における食生活について、特に食生活環境と子供の発育についてお伺いいたします。

このたびの議会にも、中学校給食の実施を求める請願が市民の願いを込めた署名とともに提出されましたが、私も紹介議員の一人として名前を連ねております。私は、青少年の心身の発達と、現在の社会情勢を踏まえ、中学校の生徒たちに発育に見合った食生活の確保が重要と考え、推進役の一人として中学校給食の実現を願っているものであります。

今、青少年育成国民会議を中心に、「大人が変われば子供も変わる」という運動を展開しております。山形県民会議も寒河江市の市民会議もこれを提唱し、各職場を巡回したりして活動の理解を深めていただきながら、青少年健全育成の協力をお願いしております。

なぜ、今活動の中心が「大人が変われば子供も変わる」運動の提唱になったのか。それは現実には起きている青少年の非行問題、いじめや不登校、児童虐待、社会を震撼させるような青少年犯罪の凶暴化が顕在化して事件が頻発しているのが現実であります。その背景として考えられるのは、少子化、核家族化、地方にも都市化の風潮が進み高度情報化社会となり、現在もその進展速度が早まっております。それに加え、土曜日が休校になるなど、子供たちを取り巻く生活環境が著しく変化しております。このような中で子供たちにも日々の生活があり日に日に成長を続けております。

このような環境の中で、青少年の社会規範の希薄化や、家庭・地域の教育力の低下が指摘されております。まことに残念な現象ではありますが、家庭教育の低下は目に余るものがあります。増加傾向にある児童虐待などを起こす要因の一つに幼児期に受けた虐待経験の有無が挙げられたりもしております。ほとんどの家庭では平穏な生活環境を保っているわけですけれども、家庭崩壊や育児に対する不安、育児知識の不足から派生する子供たちに対する家庭内の教育力の低下が深刻化を増しております。

そのような観点から子供たちの発育段階における食事のとり方も大きく変化しております。コンビニ弁当や外食産業の増大に示されているように、家庭内での食事内容も変化が起きております。特に、子育て最中の家庭や若年層の世代に食事の不摂生が顕著にあらわれております。

皆さんもお気づきの方も多いと思いますが、調理や食事の用語にも変化があらわれてきております。「木を燃やして煮る」を「木を焼いて煮る」と言ったり、「米をとぐ」それを「米を洗う」と言ったり、そんなことは一つの例ですが、料理にかかわる言葉も変化が起きております。特に近年、料理も安易な調理方法に傾く傾向にあります。魚の調理で煙が出たり、台所が汚れるような料理が毛嫌いされる傾向にあります。このような傾向はますます広がると憂慮しております。子供たちの発育に必要な食事の提供を考えての調理より、利便性や嗜好、満腹感を満たすだけの食事が重要視されるようになってまいりました。このような家庭食生活の環境をつくり上げてしまったのは我々にも責任の一端はあるものと考えております。

私は、何歳児にはどのような食事、小学生の食事はこのように、中学生には何を食べさせたらよいなどと専門的な知識はありません。一般論としても子供たちの食生活は危機的な状況にあることに恐怖さえ覚えております。このように考えるとき、中学生たちに1食でもバランスのとれた食事を提供できればと考え、「中学校給食をすすめる会」のメンバーの一人として仲間に入れてもらいました。

そこでお伺いいたします。一生の健康を保持するために必要な骨格形成や母体形成、運動能力の基礎体力を培う初期の思春期、感性や思考力を磨く成長段階にある中学時代の食事教育を今後どのように展開していくのかをお伺いして、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 まず、みずき団地における子供会育成会などの組織づくりについて、お答えいたします。

子供は地域の宝であり、健全育成はだれもが願っていることであります。そのために地域の自治活動の中で子供会育成会の果たす役割は大きいものがあると考えております。

現在、本市にはおおむね各町内会を単位とした163の子供会育成会があり、それぞれの地域の特色を生かし子供を主体とした活動を企画・実施しております。そして、単位子供会が9地区の子供会育成連合会として地区ごとにまとまり、さらに寒河江市子供会育成連合会として組織されております。

教育委員会としても、各地区と市子供会育成連合会の運営を支援するため子供会育成会相互の情報交換や、子供会活動についての研修会、子供会活動の保険である安全会への加入事務を行っております。また、単位子供会の中からモデル子供会を指定し、子供の自主的活動や遊びを通して子供の健やかな成長を願い、活動費を助成しているところであります。

御質問のみずき団地における自治会内の子供会育成会などの組織づくりについてであります。御案内のようにみずき団地は土地開発公社が寒河江市街の南東部に造成しました約7.8ヘクタールの住宅団地であり、住宅建築の完成とともに近い将来、町内会などの新たな自治組織が形成される地域であると考えております。

これまで子供会育成会の組織は、みずき団地のように宅地化が進行し独立した組織に至らないような場合、隣接する既存の組織に包含された形で活動を展開し、組織が多くなるに従い独自の組織として発展移行してきているのが一般的であります。みずき団地に隣接する単位子供会としては、栄町子供会育成会、高田団地子供会育成会、高田新町子供会育成会があります。

例えば、隣接する子供会育成会の学区が違っているとしても、みずき団地に子供会育成会の組織化が図られるまで栄町子供会育成会など隣接する子供会育成会との交流の輪を広げ情報交換し、遊びや事業を通して連携を深めていくことは大切なことであり、みずき団地内における将来の単位子供会育成会の組織づくりの面においても大いに意義深いものがあるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、教育委員会としましては、今後みずき団地内の自治組織形成の動向、子供会育成会の組織化の推移を見守るとともに、地区子供会育成連合会あるいは市子供会育成連合会との連携を図りながら指導・助言に努めてまいりたいと考えております。

次に、「環境保全のための意欲の増進及び環境教育推進に関する法律」を受けた学校教育の方針や施策について、お答えいたします。

この法律は、豊かな環境を保持しながら経済的にも文化的にも持続的に発展する社会をつくるために、すべての団体や人々がそれぞれの立場で環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度や意欲の増進、問題解決を図る力を育成することを目指しているものと理解しております。

さて、本市におきましては、市のみならず地域社会、学校等で既に多様な環境保全活動や環境教育が実施されているところであり、フラワーロードや二ノ堰親水公園に代表される環境美化事業、リサイクルを主眼としたごみ収集事業、学校や地域で実施されている資源回収など身近な環境保全活動や環境教育、啓発活動が市民挙げて積極的に取り組まれております。

また、企業や市民と行政が連携・協力してグラウンドワーク事業などにも取り組まれるなど、地域においても積極的な取り組みが行われているところであり、着実な成果を上げているものと考えております。

学校教育の面では、総合的な学習を中心に、本市のほとんどの小・中学校において、河川の水質調査やリサイクル活動、奉仕活動が取り組まれております。中でも、醍醐小学校でのホタルを守る活動や、陵東中学校での寒河江川の水生生物の生息調査活動などを初め、自然を守り自然に親しむ活動が行われております。また、ピオトープづくり活動、フラワーロードの植栽、校舎内外の花いっぱい活動など、各校において環境に主眼を置いた取り組みが意欲的に行われているところであり、本市教育委員会としてもそれらの学習が意欲的に、かつ体験的に行うことができるよう特色ある学校づくり支援事業を行い、支援しているところであります。

このような中、寒河江中部小学校ではリサイクルをテーマとしたアルミ缶回収活動が7年間にわたり実施されてきており、世界の子供たちにワクチンを送ったり、車いすを贈呈する活動が続けられ、今年度リサイクル部門の環境大臣賞に輝いたことは御案内のとおりであります。また、田代小学校では地域の文化や自然、水質調査など環境を取り入れた学習活動が評価され、エコキッズ山形大賞をいただいたところであります。

市教育委員会としては、これまでの各小・中学校の環境保全活動や環境教育を推進することはもとより、教職員や児童生徒への多様な情報提供や、さきにも述べましたように特色ある学校づくり支援事業による支援を図りながら、環境に関心を持つ児童生徒の育成、環境に積極的にかかわろうとする力を育成し充実してまいりたいと考えております。

次に、中学校の食に関する教育について、お答えいたします。

今日、子供の教育をめぐる諸問題の中でも、青少年の犯罪と子供を巻き込んだ犯罪の多発傾向に教育行政を預かる一人として心を痛めているところであります。

これらの事件の要因や背景については、多方面からさまざまな指摘がされておりますが、その一つの要因として家庭や親のあり方の問題も論じられており、中でも親子のつながりの希薄さ、家庭における子育ての姿勢などの課題も浮き彫りにされております。子供の教育を他人や学校任せにする、いわば親不在の教育・子育てではなく、温かさや厳しさの愛情あふる子育て、家庭教育力の向上が今まさに求められているものと思っております。

御指摘の「大人が変われば子供も変わる」という青少年育成国民会議のスローガンは、私たち大人の反省とともに、親としての責任と意識改革を強く促しているものにとらえているところであります。

そこで、中学生の食生活についてであります。一般的に近年、児童生徒を取り巻く生活環境の変化などに伴い、朝食抜きなど不規則な食生活や摂取栄養量の偏りなどにより、中学生の健康問題が指摘されているところであります。

これらの中学生の食に関する状況から、文部科学省が発行した副読本「食生活を考えよう・中学生版」では、望ましい食習慣を身につけよう、食の自己管理能力を身につけよう、日本の食文化を知り・これを大切にしていこうの三つを中心に構成されており、特に食に関する正しい知識を身につけ将来にわたって自分の健康を考え、自分で判断して食事をとる自己管理能力を育成することを強調しております。

市内の中学校においては、みずからの食生活について各教科、道徳・特別活動及び総合的な学習の時間などの学習と結びつけながら食に関する正しい知識の習得を図っております。中でも具体的な指導の一例として、毎年「心を育む給食週間」を設定し、栄養と心身の健康、三度の食事の大切さなど、いろいろなデータを使って学んだり、弁当をつくってくれる家族への感謝の心や、おかずや弁当を自分でつくることを体験して食事への関心を持たせるなど、創意工夫しながら実践し成果を上げていると認識しているところです。このことは将来、中学生が大人や親になったとき自分自身や家庭の健康も考えた食事の選択や実行力に役立つものと考えているところです。

また、教育委員会では中学生や保護者向けの「食と健康だより」を毎月発行し、朝の食事の大切さやスポーツ部活動生徒への食事の助言を初めインスタント食品や清涼飲料水、無理なダイエットの恐ろしさなどに関する知識の普及、また弁当のおかずづくりのアドバイスなど、中学生そして家庭への啓発活動を重ねております。

市教育委員会としては、食は命をはぐくむ基本であることを踏まえ、学校では副読本を活用して食に関する正しい知識と自己管理能力の育成を図るとともに、食の基本である家庭への啓発活動を継続しながら、家庭と学校が連携協力して児童生徒の望ましい食習慣の形成と健全な心身の発達ができるよう支援してまいりたいと考えております。以上です。

佐竹敬一議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 ありがとうございます。

みずき団地の新しい子供会の組織のときに、今までの団地形成なども皆様御承知だと思いますけれども、一挙に何軒か集中的に近所隣というか、そういうものは相談して家を建てるわけではありませんね。こっちにぼつり、こっちにぼつりと建ってくるわけなんです。そういうふうなときに子供たちの遊び相手として何らかの示唆があってほしいと。

栄町の育成会などでは迎えようとしているわけですが、それらも独立すると今度は別な学校に行かなければならない。あと、先ほど教育委員長がおっしゃいましたけれども、小学校単位に地区子供会があるわけで、そのときに中部小学校学区の地区行事と、それから寒小学区の地区行事と催し物とか内容とか、それぞれ考えて違うわけです。そんなときにどうするかということが、当事者として非常に迷っている、育成会の人たちが迷っている。そんなときに適正なアドバイスを積極的に行える態勢を整えていただきたい。子供会育成会も毎年毎年役員が変わるわけなんです。

そんなことも考慮に入れながら、ぜひ適切な御指導、せっかく夢と希望を持って新しい団地に入ってきて、そして寒河江で生活しようとしている人たちも大勢来るわけですので、そんな面ばかりなく地域で温かく迎える心をひとつはぐくんでいただきたい。そういうような施策を、やっぱり目に見えるようなものをぜひお願いしたい。これに対してこのごろそういうふうな隣接する高田団地、それから高田新町、あそこの地域も新しく子供会が発足してまだ日が浅いわけで、そんなことも一応考慮に入れながら今後どのように進めていくのかお伺いいたします。

それから、長たらしい名前の法律ですけれども、先ほど遠藤議員からもありましたけれども、ここで一番大切なのは「環境保全のための意欲の増進」、これが大人に求められている、子供たちに求められている意欲の増進、そういうようなことがあるんだと思います。それで、先ほどちょっと沼川の河川の問題が出たんですけれども、そういうふうなものを行政で今後どういうふうな手だてをとっていき、積極的にやりなさいよという法律の趣旨のようですので、そういうふうな面を今後どういうふうな考えでこういうふうなことを進めていかれるのか。

それから、学校の授業の中でさまざまクラブ活動とかで水質調査とかやっているわけです。そんなことも特に出ましたけれども、陵東中学校の寒河江川の水質調査・水温調査、ずっと長くやってきているわけです。それも寒河江ダムができる前からずっと続いているわけです。その温度変化がどのような環境に影響しているのか、みずから気づかせる、子供たちに気づかせる、そういうふうな資料、学校ではそういう古い資料を今後環境教育にどのように生かすか、長年ずっと培ってきた単年度の授業で終わっている、そういうふうな記録を教育委員会などでは、長年の子供たちの蓄積として社会に役立てるチャンスがここに来ているのではないかと考えておりますので、その点、今後そういうふうな古い資料を発掘して伝統あるものでさまざま、寒河江川の水温と、それから慈恩寺の植物の関連性とか、子供たちの健気な努力であれだけ地道に調査した資料なども全国的には非常にまれなような気がします。そういうふうなものをぜひ地域の教育の教材として用いるような手だてを、今後どのように考えていかれるのかお伺いいたします。

それと、中学校の学校給食、「大人が変われば子供も変わる」、この大人というのは一つの特定な団体とか個人的なものを指しているわけではありませんので、ひとつ御理解いただきたいと思うんですけれども、日本人全般の大人という意味だと思いますけれども、教育委員長もおっしゃいましたけれども、大人の意識改革が求められている。子供に対する考え方の意識改革、これが求められているのではないかと、私は受け取っているわけです。

こういうふう考えた場合、先ほどのさまざまな子供たちの幸せのために教育的手段の努力は非常に感謝し、頭の下がる思いですけれども、現実に児童虐待とか家庭の教育力の低下とか、個人個人の教育力、知識力は高学歴社会で向上しているはずなんですけれども、なぜこういうふうな問題が起きてしまうのか。それは社会風潮も、もちろんマスコミ関係も情報化社会も、少子化も全部が総合的な作用でそういうふうになっているのか、私には理解できませんけれども、現実として家庭内の教育力、地域の教育力が低下しているわけです。

その低下を高めるためにいろいろな努力をなされている、それは私は当然認めておりますけれども、現実段階で子供たちの食生活が乱れております。今現在寒河江の中学校の昼食の時間に子供たちの弁当の中身とか傾向とか、食事時間とか

そういうようなものを調査した結果があれば、ぜひお知らせいただきたい。やっぱり現実を直視する、子供たちの現在の食生活を直視することも非常に私は大切だと思います。

これで満足だ、満点だというような状況であれば、このように署名がたくさん集まって請願するなどということが、私は起きないと。今その中心になって活動している人たちの姿を見ますと、ほとんどが子育てを終わった、言えばおばあちゃん格のような人が中心になっています。それは実際に自分たちの周囲の子供たちの状況が非常にわかっている、理解しているとそういうふうな状況で、今子供たちが正常な、正常というとおかしいけれども、普通の食事をとらなければ、将来子供を産めないお母さんになったり、それから長い時間の労働に耐えられるような体力がなくなったり、そういうふうな危機的な状況にあると私は判断しております。

私は非常に将来の子供たちのことを心配しております。このような質問になったわけですが、現実を直視していただきたい。弁当の大きさとか、重さとか、それから色合いとか、それから中に入っている、昔で言えば赤・青・黄色、海と山、そういうふうな食材のバランスがよくとれているか、栄養学的にはわかりませんが、昔はそうようにして私たちは弁当をとりなさいと教えてもらいました。そういうふうなことが、バランスのとれている食事が果たしてとられているかどうかを調査した結果があればお知らせいただきたいと思います。2問、終わります。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 何点かございましたけれども、私の方からはみずき団地における子供会の育成を助けていくと、そういう視点での質問がございましたので、お答え申し上げたいというふうに思います。

今、議員も御指摘のように、それから委員長もお答え申し上げましたように、子供たちが自分たちで自主的に遊びを計画したり、あるいは仲間をつくったり、そういうかかわり合いの中で成長していくことが求められております。これは単に子供だけでなく、あるいは社会一般に言えることかもしれません。子供たちはそのグループで、あるいは子供会という組織でも結構ですけれども、自主的にしかも主体的に活動しようと、そういうことが大切だと思います。特に子供会と申し上げますと、学校のクラスなんかとは違って年齢の違う異年齢の子供たち同士の活動であって、そこの中で得られるものもまた違う要素があるというふうに考えております。それをどう保護者が、それから地域が支えていくか、支援していくかということ。さらには、教育行政がそれに対してどうサポートしていくかということが大切なんだろうというふうに考えています。

それから、子供たちにかかわっての第2点、私も子供会育成にかかわったことがありますけれども、やはり幅の広い交流、異年齢をさっき挙げましたけれども、幅の広い交流。それから幅の広いかかわり合いの中で達成されていくべき活動だろうというふうにとらえています。お互いが経験を交流し合い、協力し合って育成するということが大切だというふうに考えます。

団地内における将来の子供たちの姿を見きわめながら、お互いに子供会同士が手を差し伸べたり、手をかり合ったりして、そして育っていくと。それを私たちがしっかりサポートしていくということが大切だろうと思ひまして、今後の推移を心から期待して見守っていきたいと考えております。以上でございます。

その他のことについては、担当課長の方からお答え申し上げます。

佐竹敬一議長 学校教育課長。

芳賀 章学校教育課長 それでは、お答えいたします。

環境に関しまして御質問がありました。特に環境に関しましては、身近な環境にまず関心を持つ、そしてかわらせる、気づかせるなどが本当に大事なことなのかなというふうに思っております。先ほどもありましたように、陵東中学校など、それから醍醐小学校の自然学習なども含みまして、それらのこれまでの長年の成果を校内での発表及び地域や保護者への発信、あるいは市としての財産となるように、今後生かせるように整理してまいりたいなというふうに考えているところです。

2番目の中学校の昼食の実態につきましてですが、昼食いわゆる弁当の実態を特別中身まで調査したものはございません。ただし平成13年7月16日に「食と健康に関する検討委員会」というものを立ち上げ、子供たちの食生活におけるアンケート調査なども行っております。

それによりますと、例えば「朝食は毎日食べますか」というふうな質問、それから「朝食を食べない理由は何ですか」なども考えています。それから「夕食後のお菓子」、それから「野菜、それから魚は好きか」とかということの調査を行っております。

それを受けますと、子供たちの食生活につきましては考えた、予想していたよりも寒河江市の子供たちの場合はある程度のバランスがとれているなど。それから小学校では野菜嫌いなどが非常に、低学年が特に多いんですが、中学校に行きますとバランスのとれた食事内容になっているなというふうに思っているところです。

あと、寒河江市の弁当づくりのことにつきましては、寒河江市の保護者の方は本当にしっかりしており、食事とか弁当をきちんとつくっていただいているなというふうに思っているところです。

ただ、その中の提言の内容として、やはり保護者へのこれからのますます啓発的な、食事内容につきましての啓発、それからPTAでの研修及び特に父親への期待、いわゆる母親だけに任せるのではなく父親への期待なども、いい意味での発信という形で今後続けていかなければならないということで提言をされているようです。以上でございます。

佐竹敬一議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 育成会のことについては、そのようにぜひお願いいたします。

それから、環境教育の件ですけれども、教育委員長もライオンズクラブから委託された奉仕活動と、それから環境に対するつづり方が毎年ライオンズクラブ主催であったわけです。ことしは、私も審査員の一員として参加していたわけですけれども、ことしは夏休み行われなかったのかわかりませんが、ああいうふうなものが非常に子供の関心を持ったり、動機づけには非常に役立っていると思います。それ、ことしはどうなったかわかりませんが、そういうふうなものが、もしライオンズクラブで今後取り上げないようなことが出てきたならば、それにかわるようなものをぜひ教育委員会で立ち上げる気持ちがあるかどうか、これをお伺いしたいと思います。

子供たちがいろいろ部活動とか、その他の活動で非常に忙しい。けれども、作文を書くことによって新たな環境問題にみずから気づかせるということには非常に私は役立っていると思っています。中学校のほとんどの生徒たちがあのように熱心につづり方を書いて、そして周囲のことをよく見ている、それを私たち大人が察する。そういうようなことが非常に私は地域の教育力を高めるための、目には見えないけれども一つの大きな助けになっているのではないかと考えておりますので、そういうようなものを継続して進めるには、やはり永続的にぜひ行うことによって地域の環境の変化に気づくチャンスが生まれてくるのではないかと考えますので、その点をどのように、もし、ほかのそういうような関係団体で行われなくなった場合の手だてとして考えてもらいたい。考えるとしたらどのような方法で考えていかれるのかお伺いしたいと思います。

先ほど古い資料も一つの市の財産として受け継ぐことも考えるという答えありましたけれども、ぜひそのようにしていただきたい。

それから、そのほかに目に見えた環境ではありませんけれども、方言とか、昔遊びとか、そのような調査をした学校もあるように聞いておりますので、それも生活環境という問題からとらえれば、大きな変化の歴史のとらえ方として私はぜひ必要だと考えますので、その点なども含めてひとつぜひ考えていただきたい。

それから、給食問題ですけれども、教育委員会が調査に当たったり行動したりしていることはまことにそのとおりだと思いますけれども、現実的に子供たちから話を聞くと、音の出る、例えば大根のような、それからおいの強いものとか、そういうようなものは非常に学校では食べられない、そんな事例もあるんだそうです。音が出るとうるさいとか、おいが強いと、変なおいがするとそういうふうなものは持っていけない。そういうふうな環境がずっと育まれてきたのは、やはり共同で同じものを食べるそういうふうな機会がずっと長く失われてきたから起こっているのではないかなと、要因になっているのではないかなと考えるわけです。そこで、ぜひ実態を見ていただきたい。

どのようなおかげになって、グラム数とか、色合いとか、何が入っているとかいう、ちらちらと見ただけでほとんどはわかると思います。昔の私たちのときの食事内容と大きく違っていることは、それは当然だと思いますけれども、そういうふうなものをなぜ音の出るものが少なくなって、嗜好品とか、そういうようなものがふえているのか。

そんなことがやはり人間形成の、骨格形成、先ほども言った母体形成などに対する影響が非常に大きいと私は思っております。そのような時期で、やはり1食でも栄養のバランスのとれたものをぜひ提供するようなことを考えていただきたい。考えなければならぬと私は思っています。そこまで、私たち実態を見ると、私は先ほどの第1問でも言いましたけれども、よくよく考えてみると、本当に震撼するような、将来を考えたときに、このままでは本当に放っておけない状況にもう来ているんだと、もう手おくれなんだと、取り戻すことができないようなことも目の前に迫っているんだと、私は思っています。

私は子供たちとずっと接してまいりました。そのような経験を踏まえながら私はそのような考えに到達したわけです。ぜひ子供たちの食生活の、中学校の弁当の実態調査など、余り構えないでさらっとやっていただけないものかなと。そして実態を見てから、もう一度学校給食のことを考えて、大人としての意識改革が迫られている、すべてのことに対しての意識改革が今日本では求められていると。「大人が変われば子供も変わる」運動はずっと国を挙げてやっているわけです。

そんなことも考え合わせて、ぜひ子供たちの将来のために大人の役割を、大人の意識改革をしていただきたいと。調査のことだけお答え願えればありがたいです。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 最初のライオンズクラブの作文についてから私の方でお答えします。

毎年5年間ですか、奉仕活動とそれから環境問題について中学生から作文を募集して、市内で大体300ぐらいの作文が集まって、その中から1等、2等と決めて表彰していただきました、ライオンズで。このことは今、松田議員がおっしゃったように、非常に生徒たちにも、私たちにも非常に感銘を与え、生徒たちの環境に対する意識づくりというか、そういうふうなものに非常に貢献したものだというふうに思ってます。ことしはどんな都合かわかりませんが、やりませんでした。この効果というのはすばらしいものだとも思います。

したがって、そういうふうな今までやったような効果をどういうふうに引き継ぐか。また、教育委員会で作文を募集するなんていうことではありませんけれども、そういうような効果を引き継ぐというふうな意味で、やっぱり研究してまいらなければならないというふうに考えております。以上です。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 食についての御質問の調査というのは実態、姿をとという意味にとらえさせてもらいます。よろしゅうございましょうか。

申しあげますけれども、先ほど学校課長も申しあげましたし、それから教育委員長も申しあげましたとおりでございますが、やはり最近、文科省でも何か「食育」なんて言葉を使い始めたようでございます。その意味はよくわかるんですが、その考え方をよく見ますと「単に望ましい食習慣のための知識を身につけるだけではなく、食卓での一家団らんを通じて社会性をはぐくんだり、我が国の食文化を理解したりすることも含む幅広いものだ」というふうに説明されています。

私は、そういう私たちの先輩が築いてきたさまざまな食文化というものを、やっぱりきちっととらえていくという視点も必要だろうと。そしてまた、実態を見ることももちろん大切でございますけれども、その中で大切なものとして伝承してきた、それから今それが私たちの生活を豊かにしているそういったものを幅広く見ていくそういう目を、これから将来を担う子供たちにも持ってもらう、こういう視点も必要だろうと考えております。具体的なことについては、先ほど学校課長が申しあげました。以上でございます。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後0時00分

再 開 午後1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

大谷教育長から発言の申し入れがありますので、この際、許可いたします。

大谷昭男教育長 午前中の松田伸一議員の第3問目最後の質問について内容を取り違えてしまいお答え申しあげました。大変申しわけなく思い、次のようにおわびして訂正をいたしますので、よろしくお願いいたします。

「弁当の中身の調査を」との御質問でありましたけれども、調査をする考えはございません。以上でございます。

松田 孝議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号7番、8番について、6番松田 孝議員。

〔6番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 私は、日本共産党と通告してある課題について強い関心を持っている市民を代表して、以下、質問いたします。市長並びに教育委員長の誠意ある答弁をお願いいたします。

最初に、通告番号7番、最上川寒河江緑地整備についてお伺いします。

今、市民の生活状況は長い不況の中でぎりぎりの苦しい生活を強いられているときに、医療・年金・介護・雇用保険など社会保障の改悪に次ぐ改悪で、経済的にも心理的にも大変な打撃を受けております。

こうしたときだからこそ、住民を守るべき地方自治体の役割が重要となっています。この4月の市議選の中で、市民から市政に対する御意見並びに提言を日本共産党市議団に多く寄せられました。特に、最上川寒河江緑地整備事業である多目的水面広場の事業について、事業の先送りや中止を求める多くの市民の声が渦巻いていました。それは財政が苦しいときになぜ大型開発事業をやらなければならないのかということでもあります。

寒河江市は、この間景気低迷によって14年度決算で市税収入は対前年度比で1億4,000万円の減少や、これまでの過大な事業への投資によって財政が悪化し14年度決算で一般会計だけでも188億円を超える借金となっています。従来から指摘をしているように、現在の財政状況の中で大型開発を進めることは市財政を一層圧迫し、ひいては市民サービスの低下を招く要因となっています。全国では大型開発事業をやれば地域経済が発展するという開発神話のもとで拠点整備などが進められたところでは財政が悪化し行き詰まり、活性化が見込めないほど破綻を来しているところがほとんどであります。

今回の最上川寒河江緑地整備も一部を除いては大型開発事業であり、結局一たん着手してしまえばそのまま続けなければならず、その結果、市民が求めている中学校給食や本当に必要な公共事業予算が先送りや大きく削減される状況が続いています。このような財政の厳しいときに大型の多目的水面広場を急いでつくるメリットがどこにあるのか、最初に市長の見解を伺いたいと思います。

次に、一昨年から事業認可を得て測量設計を行い、すぐに多目的水面広場の掘削が開始され大型開発事業が本格的に足を踏み出しました。ところが、11月26日に示された実施計画によれば、最上川寒河江緑地整備事業が大幅に見直しを図ったと説明されました。

この事業について、振り返ってみますと14年度に最上川寒河江緑地公園整備のために測量設計の業務委託料が3,507万円を投じて設計が行われ、それぞれの事業について国土交通省と打ち合わせた結果、事業認可がされたとお聞きしております。その後、全体計画が議会にも示されました。当初説明を含め議会の一般質問の中で具体的な事業内容が明らかになりました。ところが、事業着手から1年も経過しない中で16年度実施計画から事業が大幅に削減されるという計画が示されました。

そこで改めて事業内容について伺います。

先般、出された実施計画によりますと、最上川寒河江緑地整備事業の当初の予算が15億円から突如5億円が削減されました。今回の整備計画の平面図と比較しますと、個々に計画変更された箇所が随所に見当たりますので、設計あるいは年次計画の変更内容と当初計画された事業との対比を具体的に伺いたいと思います。

次に、最上川寒河江緑地整備に当たっては、当初から専門業者への測量設計を委託し、さらには国土交通省との綿密な打ち合わせを重ね事業に着手されましたが、今回の設計変更に当たっては再度設計積算を改めて業者に依頼されたのか伺いたいと思います。

また、施設整備についても、当初河川敷のために必要最低限の施設だけをつくるとしてカヌーの舟艇庫、管理棟、駐車場、東屋などが整備予定となっていました。ところが、今回の整備計画ではすべて施設が削除されていますが、削除分を後年度に復活させていくつもりなのか、そのところの要因についてお伺いいたします。

次に、昭和52年に地元血沼地区から公園整備の要望が出され、その後平成8年にも公園整備促進を求める要望書が提出されたと聞いております。しかし、広大な面積であることを理由に全市的観点で整備を図る計画に変更されまし

た。以後、国土交通省との利活用について協議検討がなされ、国の補助を受け整備が行われております。ところが、年次計画では住民が望んでいる広場やグラウンド整備が平成18年度以降の着工予定となっており、これらの整備が先送りされている状況であります。

市長は完成した施設から順次供用を開始していくとしていますが、地域住民が望んでいる施設整備から優先的に整備を進めるべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、これまでグラウンドなどの施設を利用していた方にとって、新たに整備される水面広場の影響で芝生広場やグラウンドが遠くなることで自家用車の乗り入れや、駐車場整備を求める声も出てきています。やはり広大な緑地だけに利用者の利便性を確保するために一定の車両が進入できる道路、また駐車場を設置すべきと考えますが、新たな設計では施設内には散策路のほか管理通路が整備される予定となっておりますが、一般車両の進入路、駐車場整備はどのように検討されているのかお伺いいたします。

次に、水面広場の利用計画と維持管理についてお伺いします。

9月議会において松田伸一議員に対する市長の答弁を伺いますと、カヌー競技場、部活の練習場などの利用目的以外、何ら具体策もなく、想定と今後市民に問いかけをして利活用を図るとしています。これだけの巨費を投じて工事が進められている中で、ジュニアクラスなどの大会や予選を誘致する計画だけで、冬期間は水面広場を閉鎖するとしています。その後、利活用について具体的に検討がなされたのかお伺いします。

また、各種団体や住民を含め水面広場の利用について検討を急ぐべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

ただ、基本的にはレーシングカヌー競技場 500メートルの公認コースとして常設する計画であり、さらに中・高生のジュニアクラスの全国大会などの誘致と、部活の練習コースとしても利用するとしていますが、団体や学生が大会、練習を中心的に利用するようになりますと、一般市民の遊びは全く蚊帳の外へ出される心配が出てきています。当初、この水面広場はだれでもが自由に遊ぶことができる多目的水面広場として活用を図るとしていました。

そこで伺いますが、水面広場の利用目的がカヌー中心となれば、その中で一般市民と学生や団体がそれぞれ共存して施設を利用できるのか、利用できるとすればどんな方法を検討なされているのかお伺いしたいと思います。

次に、最上川寒河江緑地の維持管理についてお伺いします。

20ヘクタールに及ぶ緑地、芝生、水面広場などを維持するために膨大な維持費が予想されます。現在、維持管理費を年間どの程度見込んでいるのかお伺いしたいと思います。

次に、緑地などの整備を一部グラウンドワーク手法を取り入れて整備を検討されていますが、この部分について地元へ管理を委託していくのか、全体を業者に管理を委託していくのか伺います。特に、水面広場について施設の貸し出しや大会、イベントなどの催事にかかわる施設管理者が必要となると考えますが、どのような運営方法を検討されているのかお伺いします。

次に、通告番号8番、埋蔵文化財の保護と活用についてお伺いします。

近年、日本文化・伝統が急速に姿を消しつつあることは重大な問題であります。都市化の進行は人々の生活様式全般を変えつつあり、特に人口減少によって地域共通の風俗や祭事も減少し、さらには文化財や遺跡、石仏を初め地域の歴史を語り継ぐ文化交流も減少傾向になってきています。このような変化は工業化の進展に伴って避けて通れなくなってきましたが、あきらめずに文化や伝統の保護・保存対策をとることが、この時代極めて大切なこととなります。文化財の意味するところは幅広く、保護することが難しいものもあります。それは記録保存で対応がとられることもあります。

このたび取り上げました埋蔵文化財について、特に包蔵地にあっても保存ができず開発優先となることで、遺跡破壊前に記録を残そうと緊急調査が急速に増加している状況であります。

寒河江市にとりまして、貴重な遺跡群となっている高瀬山について、その規模は約90ヘクタールにも及ぶ山形県内屈指の大遺跡と言われております。この古墳の存在がわかったのは明治の初年で、その後、大正年間に十数基認められたとされています。この高瀬山は長い間遠古の人々の居住地として好環境条件を備えたところであり、それは旧石器時代から中世期に至る遺跡が密集していることでも明らかであります。近世においてはこの地は松林で、明治に入ってから開墾し茶畑、桑畑に利用され、戦後は果樹団地として耕作されてきました。

当初、これらの遺跡は松林を開墾作業中に発見されたと聞いております。その後、昭和に入り石槨が発見され、年

代は古墳時代の後期7世紀ごろと言われております。現在文化財保護法に基づく歴史上価値の高いものとして高瀬山古墳が県指定文化財として昭和30年8月に指定を受けています。さらに、この高瀬山を含む3カ所は昭和54年度に発行された山形県遺跡地図にも登録されております。こうした時代時代を経て、高瀬山の遺跡は保護されてきました。

ところが、昭和55年8月に高瀬山東のふもとに温泉がわき出したことで開発の機運が高まり、高瀬山丘陵地35ヘクタールの遺跡試掘調査が56地点で実施され、遺跡群の全体が解明されてきています。その後、高瀬山大橋や高速道路、最上川ふるさと公園などの開発に伴って大規模な発掘調査が実施され、縄文時代前期の集落跡や、古墳時代の古墳群や、奈良・平安時代の集落跡、また遺構や遺物も多数確認されたと聞いております。しかし、開発に次ぐ開発で高瀬山の貴重な遺跡が破壊され、先人の残した生活の痕跡が失われつつあります。

こうした中で、県は最上川ふるさと総合公園の未整備地区12ヘクタールを市民参加の公園整備計画を進めております。その内容は、市民が参加しアイデアを集約し、市民・企業・行政が一体となって、(仮称)歴史の丘コミュニティー広場をつくることとしております。この地は高瀬山でも最も大事な貴重な縄文時代の大集落がある部分で、南東北の三内丸山と言われております。これまでに山形の遺跡はほとんど破壊されてきており、残された最後の貴重な遺跡と言われており保存を望む声も上がっております。県は高瀬山一帯が埋蔵文化財の包蔵地で貴重な遺跡群があることは確認をしていますが、そのことから今回の公園整備に当たっては地下については手を加えないで盛り土工法で整備を行うとしております。

この地はすべて遺跡の包蔵地となっていることから開発による事前調査も可能ですが、寒河江市として発掘調査はどのように検討されているのかお伺いしたいと思います。

また、県は保護対策として盛り土工法による保存を図るとしてありますが、この工法で完全に保存が可能とするのか、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

次に、埋蔵文化財の包蔵地分布図についてお伺いします。

市民にとって埋蔵文化財はどこに眠っているのか掘ってみなければわからない。また、周辺に遺物などがあっても関心がなければ、それを拾うことすらないのが実態であります。市内には包蔵地として66カ所が登録されています。また、山形県の遺跡地図にも寒河江城を初め66カ所が登録されており、埋蔵文化財が豊富に包蔵されていると予想されております。

大規模開発に限らず最近では住宅の新築などで掘削することが多く、知らない間に文化財が破壊される危険があります。これらを回避するために埋蔵文化財の分布図を作成し、市民初め開発業者などへ配布することで文化財保護が達成できるものと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

次に、最後に包蔵地を活かした復元施設の整備について伺います。

県の進めている市民参加の公園づくりの検討会が7月から行われております。その中で(仮称)歴史の丘コミュニティー広場のゾーニング図を見ながら、高校生から高齢者まで、そして企業や行政などが参加し夢を語っております。区分されたゾーニング内でそれぞれ何をするか、現在話し合いが行われております。この中で歴史の丘にふさわしいものをどうするのが特に注目されております。古墳を核とした体験学習の広場、古墳の復元、歴史の紹介板などを望む意見が数多く出されております。今後継続して検討会が開かれる予定となっておりますが、市の教育委員会からも市民参加の公園整備に参加をして、一緒になって埋蔵文化財の保護や出土品の利活用、復元施設の整備などについて意見を述べていくべきと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

以上で、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えします。

最上川寒河江緑地について、何点かの質問があったわけですが、答えてまいります。

最上川寒河江緑地については、御案内のとおり昭和52年に南部地区から河川敷の整備要望書が提出され、平成8年にも同地区から河川空間を活用した公園整備促進について要望が出されており、市としましては広大な河川敷でもありますし、市民が憩えるところの広場として全市的な観点から整備計画が必要と考えまして、昭和57年の緑のマスタープランや、平成9年に策定した都市計画マスタープランの中で緑地公園として位置づけてきたところでございます。

整備に当たりましては、国の河川行政に対する考えと合わせ国の補助事業を活用しながら全市的な観点から検討いたしまして、整備方針として最上川と調和した水辺に潤うせせらぎ空間、人と水辺の生き物との触れ合いの場の創出、最上川の水資源を活用した地域のスポーツレクリエーション活動の振興、彩り豊かな人に優しい河川空間ということで具体的な施設として市民のさまざまなスポーツレクリエーション、それから自然との触れ合いの場としましての整備はもちろんでございますけれども、最上川の水資源を活用したところの多目的水面広場としまして、水面の静水、水が静かに止まる、静水上において競技用のカヌー大会にも対応可能な施設を整備することにしておるわけでございます。

また、屋外球技やさまざまなスポーツレクリエーションの可能なグラウンド広場と芝生広場、子供たちが自然と触れ合う自然観察もできるピオトープなどの整備を盛り込んだ基本計画を平成13年度に策定したところでございます。その後、平成14年度に実施設計策定業務に取りかかるとともに、事前に策定した基本計画により都市計画事業の認可を得て、整備計画区域20ヘクタールの河川法第24条による占用許可、多目的水面広場の河川法第27条の掘削許可を得まして事業に着手したところでございます。

水面広場の掘削に当たりましては国土交通省の直轄の河川工事に対する土砂利用もしていただいたり、また、ことし10月に土地開発公社が分譲開始しましたところの寒河江みずき団地の地盤材としても使われまして、他の公共事業にも有効に利用されたと思っております。

御質問の多目的広場をつくるメリットというようなことがありましたが、人間の生涯の願望といたしまして、陸上外でのレクリエーションなどアウトドアとして水上・空中で楽しみたいということへのあこがれや、自然と親しんで健康でありたいという思いがあるものでございまして、そのようなことを実現するために川ではなく静水上における安全性の高い施設で、子供からお年寄りまでの軽スポーツの場として非常に立地条件の整ったところであると思っております。

さらには、全国的なカヌー競技大会を誘致することにより、来寒者が多くなり宿泊観光面の経済効果が期待されるものであり、隣接するチェリークア・パークとの相乗効果も図られるものと思っております。また、毎年開催されておりますところの最上川を利用したカヌーやボートによる川下りなどの最上川フェスタでは朝日町から大江、寒河江、中山町までの区間を大勢の参加を得ておるわけございまして、最上川流域市町の広域的なイベントとして地域活性化されてきており、これらアウトドアとしてのカヌー・ボート愛好者の拠点となるところでございます。また、御案内のように地元高校生のカヌー競技における成績はすばらしいものでございまして、さらに競技力の向上が図られるものでございます。

あと、この事業費の削減についての御質問もございました。事業費の削減と当初の基本計画の具体的な変更内容についての質問でございますが、当初の基本計画では今申しあげましたような整備方針と全体の概略設計でございまして、国の補助事業として採択を受けるために策定したものでございまして、また総事業費につきましても基本計画で積み上げた概算15億円を事業費として説明してきたところでございます。

その後、14年度に入りまして実施設計に取りかかったところでございます。実施設計に当たりましては、現地の測量を行った上で各施設について国の国土交通省初め関係機関と具体的な協議に入ったところでございます。例えば、緑地全体の計画高、多目的水面広場の取水・排水方法、それから堤防の腹付け範囲の決定、整備区域周辺では最上川から取水している上水道への影響調査、その他にもさまざまな河川敷における制約もあり、各種にわたって詳細に協議を行ってきたところでございます。また、水面広場をカヌー競技の常設公認施設とするため日本カヌー協会との協議を行った上で実施設

計を積み上げてきたものでございます。

このように基本計画と実施設計の基本的なコンセプトには変わりはないものでございます。また、総事業費についても公共工事のコスト縮減は限られた財源を有効に活用し効率的な執行に努めるとともに、こういうことは常に考慮すべきこととでございますし、施設の構造、技術的な点、その他の積算に当たっても施工上における最適な、過大とならない工法、また河川管理者からの可能な限りの技術的な支援、さらには緑地内に設置する構造物についても必要最小限に考えるとともに、それぞれ比較設計を行うなど、幅広い視点から検討してきたところでございます。その結果として総事業費10億円となったところでございます。

年次計画につきましては、多目的水面広場を平成19年度完成、グラウンド広場・芝生広場・園路等については平成20年度と計画しているところでございます。

具体的な基本計画と実施設計におきますところの変更内容としましては、多目的水面広場の形状がカヌーの大会時ウォーミングアップすることや、待機するエリアなどが必要になったことにより変更になっております。また、グラウンド広場と芝生広場の位置についても変更しているところなわけでございます。

事業費のコスト縮減となった具体的な内容につきましては、多目的水面広場の水深につきましては、より安全性を高くすることや大会開催可能な水深について日本カヌー連盟との協議等により2メートルから1.5メートルになったことや、国交省との協議で堤防の腹付け盛り土もふえたことなどにより掘削土量の処理費用が大幅に縮減されておるところでございます。

また、水面広場の護岸工法につきましてもふとん籠、いわゆる蛇籠を使用することにしておりますが、技術的な比較検討をした中で段数を減らすこともできたところでございます。

構造物につきましては、堤防の腹付け盛り土の平地に建てる管理棟、それから艇庫についても必要最小限の広さに、またグラウンド広場の周辺と芝生広場に施す芝生の種類についても、張り芝からまき芝に変更しております。東屋、ベンチなども必要最小限にしまして、トイレについても簡易構造のものに変更していることなどが挙げられるところでございます。

それから、グラウンド優先とか広場優先でないかというような御質問もございました。9月議会でもお答え申し上げましたが、多目的水面広場が堤防側に位置してあるわけでございます。掘削した土砂の運搬等も伴うことから効率的に工事を進めるために優先的に施工しているところでございます。現在、多目的水面広場の土砂を発掘し、その土砂の一部をグラウンド広場の方に盛り土した状態にしておりますが、今後の工事としまして水面広場の水際周辺ののり面を緩やかにするための掘削も残っており、これらの土砂をさらにグラウンドと芝生広場の方に運び、計画の高さに仕上げていくことが必要であろうと思っております。

水面広場ののり面工事と並行しましてグラウンドと芝生広場の整地をする工程となるわけでございますが、そのほかにもグラウンド・芝生広場の仕上げといたしまして、芝生等を施し、周囲の樹木工事、また通路等の工事もあるわけございまして、また隣り合わせの多目的水面広場の工事が残っている中で工事上の安全も考慮する必要がございますので、今後これらのエリアを一部供用することについては難しいと思っております。

それから、通路とか駐車場のことがあったのでございますが、広大なエリアの中でグラウンド広場、それから芝生広場は堤防から離れた位置にございます。その利用においては外周となる通路を利用していただき、グラウンド・芝生広場付近に駐車できるスペースを設けることに考えているところでございます。また、通路については幅員4メートルと考えており、遊歩道を河川管理用の道路としても兼ねるものとして整備していくことにしております。

それから、水面広場の利活用と維持管理でございますが、カヌーの大会が開催されている期間においては全コースを利用されることは当然でございますが、大会が常時開催されるものではないので、それ以外の利用者として寒河江高等学校の部活の練習とか、あるいはまた今後組織されるであろうスポーツ少年団、あるいは中学校の部活の練習、一般の市民の方がボートレースやレジャーカヌーなどで使用するものと考えられます。

一般市民がカヌーと競合して利用できなくなるんじゃないかというようなこともあったわけでございますけれども、こ

れらが競合しないように、使用するコースを振り分けて使っていただくというようなことは当然考えなくちゃならないと思っております、考えられるものだと思っております。

それから、冬期間のことでございますが、ことしの3月の議会におきましても答弁しておりまして、カヌー競技などの水上スポーツや水上を利用したレクリエーションなどは春から秋にかけて行われるものでありますし、冬期間における他の利活用としましては現段階では無理かと考えているところでございます。

なお、今後、多目的水面広場を初め緑地全体の利活用について、市民のスポーツ団体あるいは社会教育団体などのワークショップを開催し御意見などをお聞きしながら、供用開始時期に向けて生かしてまいりたいとこのように思っております。

それから、管理費の問題の質問もございました。今申しあげましたように、多目的水面広場の利用期間につきましては3月から11月までと考えておりまして、取水ポンプ用動力費につきましては水温の上がる6月から8月には常時水が入れかえになるように考えており、月に90万円ほどかかるのかなと思っております。その他の期間については水の状況を見ながらポンプ運転というものを考えておりまして、その他管理棟、艇庫の光熱水費も必要になってまいります。また、緑地全体の芝刈り、それから除草などに要する管理につきましても市内の都市公園の実績などから見て1回当たりどのくらい、100万円前後かと、その他取水ポンプ点検費なども考えられるところじゃなかろうかなと思っております。

そして、グラウンドワークとのかかわりというようなお話もあったわけでございますが、グラウンドワーク等で整備した部分の管理についてでございますが、緑地に整備する花壇や桜並木などについては、市民の身近な愛着の持たれる緑地とするためグラウンドワークによる手法も取り組んでいきたいと考えております。その管理については整備された部分は管理していただければ、さらに親しみのあるところの市民の緑地となるものであろうと思っておりますし、地元はもとより利用団体、ボランティアなどの各種団体と参画について協議してまいりたいとこのように思っております。

それから、施設管理者の話でございますが、直営または委託というようなことをまず一般的に考えられるわけでございますが、現在市の体育施設等を管理している市体育振興公社を介して行う方法やら、あるいはことしの9月に地方自治法が改正されまして、これまで自治体が管理委託できる相手は第三セクター、土地改良区などの公共団体、そして農協や自治会などの公共的団体に限られていたところでありますが、民間事業者も公の施設の管理を代行できる指定管理者制度というのがスタートしておるわけでございます。県におきましては、この管理者制度というものへの移行に向けた基本的な考え方を本年度内にまとめる研究をしているとのことでございます。本市においても市民サービスの向上及びコスト削減のため研究していく必要があると考えておるところでございます。

いずれにしましても、運営方法も念頭に置きながら管理について検討してまいりたいと思っておりますが、さまざまな選択肢の中から一番最適な方法というようなものを選んでいかななくちゃならないと、かように思っております。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 埋蔵文化財の保護と活用についての御質問にお答えいたします。

埋蔵文化財については、文字どおり土地に埋蔵されている文化財のことをいい、土器や石器、縄文時代の集落跡や古墳などがよく知られています。

埋蔵文化財は、記録に残されていないその地域の歴史や文化を明らかにする証拠資料として重要なものであり、地域の歴史・文化の裏づけとして、そこに住む人々の誇りと自信につながるものであります。その埋蔵文化財包蔵地を一般に遺跡と言っております。御質問にある最上川ふるさと総合公園につきましては、ほとんどが高瀬山遺跡の範囲内にあり、また、公園施設の敷地は県の所有地となっております。

緊急発掘調査及び記録保存について県と市の見解、また、市として発掘調査はどのように検討されているかとの御質問にお答えします。

遺跡の保護保存につきましては、現状保存と緊急発掘調査による記録保存という二つの手法が現在行われております。その一つは現状保存の手法ですが、緑地などの工法で現状に掘削が及ばない場合や、盛り土により地中の遺跡に影響を与えない場合にとられる保存の方法であります。また、もう一つは記録保存の手法であります。土地を掘削する工法で開発が行われる場合にとられるもので、緊急に発掘調査を行い、調査報告書で出土品や分布状況などを詳しく記録保存する手法であります。

国・県施行の事業については県の文化財保護室、また市施行及び民間開発事業にあつては市教育委員会の文化財担当がそれぞれの開発事業と埋蔵文化財の保存について調整を行っております。高瀬山遺跡においても文化財保護法によって行っているもので、県・市とも調整内容に違いはないものと思っております。また、最上川ふるさと総合公園整備事業の事業主体は県であり、用地も県有地であることから、市単独で開発事業に係る発掘調査は考えていないところであります。

次に、盛り土工法による保存で完全に埋蔵文化財の保存が可能かとの質問でございます。

盛り土工法については、平成10年に文化庁から埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等についての通知が出されております。その中で遺跡を比較的良好な状況で残すことができ、調査のための期間や費用を節減できる場合には記録保存のための発掘調査を合理的な範囲にとどめ、盛り土等の取り扱いとすることを考慮する必要があるとしております。このたび、県施行による最上川ふるさと総合公園整備事業については、県文化財保護室との協議で盛り土工法によって高瀬山遺跡を良好な状態に残すことができると判断したものと考えております。

次に、埋蔵文化財の包蔵地分布図についての御質問にお答えいたします。

埋蔵文化財の分布図を作成して市民や開発業者などへ配布することで保護が図られるのではないかとということですが、本市では埋蔵文化財分布図を開発と関係する各課に配付し、建築確認や農地転用及び公共事業の計画策定に際し、事前に開発事業との調整を図っており、必要に応じて土地利用対策連絡会議で埋蔵文化財保存に係る意見を述べております。また、市民や開発業者からの遺跡に関する問い合わせにつきましては、教育委員会の歴史文化担当において随時埋蔵文化財分布図の閲覧と説明を行っているところであります。このようなことから、分布図を市民や開発業者などに広く配布することまでは考えていないところであります。

次に、包蔵地を活かした復元施設の整備についての御質問にお答えします。

収蔵施設に保管されている出土品の活用についてであります。最上川ふるさと総合公園内の施設であるセンターハウスを利用した展示を整備計画の中で検討していると聞いております。膨大な量の発掘出土品が県埋蔵文化財センターに保管されておりますので、展示がえによって常に新鮮味のある高瀬山遺跡出土品の展示が見られるのではないかと考えております。

次に、県が進めている市民参加の公園づくりの検討会に教育委員会から参加し意見を述べていくべきではないかということでございますが、市民参加の公園づくりの主役は市民であり、幅広い市民からの意見を得るため検討会を設置したも

のと思います。市教育委員会が検討会において直接意見を述べるのではなく、公園整備について公園緑地の担当課を通して県の事業担当及び県文化財保護室との連絡調整を図り、開発事業に係る埋蔵文化財保存の話し合いを進めてまいりたいと考えているところです。以上です。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 答弁どうもありがとうございました。

それでは、今回この5億円の削減については私も大変評価しているところであります。しかし、今5億円削減した中で、後年度にいろいろ計画されるのではないかと私はちょっと思っているんですけれども、今問題となって、この整備を進めている中で、いろいろ図面を見ますと、かなりコスト削減で施設そのものが大きく変化しているんですね。

それで、当初説明の中では25ヘクタールとか言われておりましたけれども、最近になってまた20ヘクタールと、5ヘクタールも減少してきておりますね。そして、この施設の内容もいろいろ変わって、グラウンドなんかも今まで真四角だったのが長方形になったり、いろいろ変化しておりますけれども、市長は今の現況の図面は持っていらっしゃるのかどうか、それでいろいろ判断して、答弁しているのかどうかかわからないんですけれども、最初の計画では最低必要限度の施設をつくるという説明でした。そして、それに基づいて実施計画もされたと思うんですね、結果的にそれが急遽変わったというのは国の財政補助状況なども変わった中身だと思うんですけれども、でも、これを先送りして後年度に結果的に整備を図っていくのではないかと私は心配しているところなんです。

そして、この公園整備に当たって具体的にアクセス道路なんかほとんど確保されていない状況です。今あそこの現場に行くには堤防沿いを通して両側から、島の部分とか皿沼地区から入る道路しかありませんけれども、そういう状況の中で今整備をやっておりますけれども、実際これを供用開始する時点で今の道路で大丈夫なのかどうか、この計画は一体どういうふうに計画しているのか、この事業の中に具体的に中身に入っているのかどうかお伺いしたいと思います。特に、県道あたりからのアクセス、これはカーブの施設をつくるといえば、カーブを運搬するのに牽引の台車を使うんですね。ですから、ある一定の大型の車でないと入ってこれない。狭い道路では、今の堤防沿いの道路では非常に難しいと思うんです。だから、実際この計画に入っているのか、詳しくお伺いしたいと思います。

それから、コスト削減に伴っていろいろ芝生の変更とか、東屋なんかは簡易のものとか、簡易トイレなんかもつくる予定でしょうけれども、これは河川の部分に対してこういうものをつくっていく考えだと思うんですけれども、実際大会などをやるとすれば、これらの簡易のもので果して大丈夫なだけか心配するところなんです。実際、管理棟あるいは舟艇庫の施設なんか具体的に今回の図面の中には入っていません。ですから、これも堰堤の外に新たに今度計画されているのか、されていくのか、その辺もお伺いしたいと思います。そして、東屋なんていうのは本来樹木でもあれば対策はとれると思うんですけれども、そういう考えであるか、東屋なんかも具体的に本当に簡易のものを設置していくつもりなのか、その辺についても少しお聞きをしたいと思います。

あと、地元皿沼地区からいろいろ要望が出された中で、この公園整備が地元から要望されたものが先送りされている状況がありますけれども、これもやはりできるだけ早く、グラウンド広場とか水面広場は平成20年度に完成予定だと言っておりますけれども、多少事業を進める中である程度一定の安全策をとれば、一部供用開始というか、部分的にそういう施設を整備して住民に利活用を図ることも、もう少し検討してみたいかなものではないでしょうか。その辺について再度見解を伺いたいと思います。

あと、進入路の関係については、一定の進入路と駐車場もきちっと設けていくと言っておりますので、これはある程度地域の住民の声も聞いて、こうした駐車場を何台ぐらいとか、いろいろ検討していただくようお願いしたいと思います。

それから、水面広場があることによって、この公園が非常に危険な状態であると思います。この前の一般質問の中でもいろいろありましたけれども、水面広場に対して低木の植栽をしていく方向で検討されていますけれども、実際、一般的に利用している間はいいんですけれども、夜間とか、あるいは朝とか、非常に公園といえば多くの人が利用時間帯関係なく入場するわけですから、その安全対策がきちっとできるのかどうか。結局、夜間であれば照明灯がきちっと整備されて、その周辺に入れられないような柵なども本当は必要なんだろうけれども。

あと冬期間特に、冬期間は水面広場は閉鎖するとしてますけれども、当然これ水を抜いておく状態だと思うんですけれども、今、高校生とか子供たちがいろいろ遊びをして、夏に使えないから今度冬別な遊びをするというような計画で、

スキー滑ったり、そりを滑ったりいろいろやるような状況になると思うんですけども、その場合の管理は十分できるのかどうか。3月から11月までは一応管理者とか、そういうような検討をされているようですけども、使わないときの安全対策、それなどもきちっとやっぱり具体的に計画をしていただきたいと思います。

それから、この間、松田伸一議員の答弁の中でもいろいろあったんですけども、この水面広場はほとんどカヌー競技あるいは練習を中心とした施設になる予定になっておりますけれども、これは第1問でも申しあげましたけれども、やはり一般の人がどういう遊びをするか。それはこれからの課題だと思うんですけども、やっぱり自由に遊べる施設として当初議会にも話があったわけですから、やはり住民が蚊帳の外に出されるような状況をできるだけなくしてもらいたいと思います。

これは私もインターネットでちょっと見たんですけども、こういう施設をつくることによって一般の人が、河川敷でやっても一般の人が釣りをできなかつたり、その周辺で遊ぶことすら制限する施設も出てきております。時間帯を設けて逆に規制をするような状況にもなってきております。ですから、その辺の共用してこの施設を使うというやり方を具体的に本当はもう少し市民の使う時間帯とか、どういうふうに活用していくのか具体的に地域の住民あたりとも、各種団体あたりとも協議していただきまして、できるだけ大勢の人が利活用できるように検討していただきたいと思います。

あと、教育委員長に伺います。

今、遺跡の保存については非常に大きな世界的な問題になってきております。この間、高松塚の古墳についても今、当初盗掘されて発掘があそこは行われたはずなんですけれども、結果的に一度手を加えれば、ああいうふうにかびが発生して、あの壁画が保存できない状況というか、心配されています。ですから、一たんそういうふうに加えることによっていろいろな問題が、これまで発生すると思うんです。

そのほかに、アフガニスタンの……、そういう問題とか、世界遺産の中国の万里の長城でさえも今どんどん破壊されて、この前新聞などでも見ましたけれども、18年ぐらい前に調査したときは3分の1が残っていたんです。それが、今回調査したら半分しか万里の長城の擁壁がなくなっていた。そういう状況でいろいろな形で盗掘されたりしておりますけれども、やはりこれは気がついたときにきちっとやっぱり保存することを前提に私は考えるべきだと思っております。

それで、県として保存の方法は盛り土工法でこの公園を整備をしようとしておりますけれども、実際この間、教育委員会であそこの場所、高瀬山全体を、試掘調査しましたよね。その結果を踏まえて、ある程度地質的に安定している場所なのか、それとも軟弱な地盤とか、そういうさまざまな問題がその部分部分によっていろいろあると思うんですが、そういうのは寒河江市が実態をつかんでいるんですから、もう少し具体的に県の方に対しても意見を述べることもできるのかなと思って、この問題を取り上げたんです。

やっぱり県の敷地だから県に任せて県の保護室で何とかやるからという時点ではないと思うんです。やはり寒河江市の文化財であり、県の指定はなってますけれどもね、寒河江市民の文化財です。ですから、この辺ももう少し前向きに独自に調査するとか、そういう方向も出すべきだと思います。そして、県に意見を述べるということも今後、あそこの公園は平成18年に完成予定となってますけれども、まだ時間ありますので、その辺、具体的な調査をして検討をしてもらいたい。

保存する方法として、一応史跡にはなってますけれども、その史跡も今あの面積は具体的にどの程度なのか。私も現地に行ってみましたけれども、今では史跡どころか荒地放題になっているんですね。せっかく県の指定文化財になっておきながら、そして寒河江市でもあそこの標石も立てております、高瀬山遺跡ということですね。その周辺が、せっかく平成元年に整備したはずのあれが、まるっきり放置状態で、ですからもう少しあの幅を拡大してもらって、史跡のきちとした位置づけをしてもらうことも必要だと思います。現状ですと、あの面積がどの程度史跡になっているのか、ちょっとわからないですね。多分、保存するには限られた面積があるそうですけれどもね、私はその具体的な面積はわかりません。でも、もう少し市として、あの一帯をもう少し拡大する方向性を出して保存することも必要だと思います。

それから、分布図の作成の問題ですけども、教育委員会の方では開発に当たってはいろいろな都市計画課あるいは農林課あたりにきちっと説明して、問い合わせもかなりあるようなんですけれども、しかし、それは一部の人しかわかっていな

いんですね。この包蔵地があるというそのものもわからない人が多いと思うんです。ですから、私はこれを全戸に配布して、少し貴重な遺跡を後世に残す方向性を出すためにこうした意見を述べたのでありまして、こういうのも一つの保存する方法として必要ではないかと思えます。

新築ばかりでなくて改築の場合、いざ包蔵地となれば改築の場合も本当はきちっと対策をとらねばならないんだろうけれども、下水道整備とか水道整備をすることによって大きく掘削する事業が今展開されていますよね。その対策もやっぱりこういう分布図を各家庭に回しておけば、「ああうちの近くも包蔵地になっているんだな、じゃ教育委員会に聞いてみようか」、そういう意見が出て、新たな認識というか、市民に対して認識する上でもやっぱり必要だと思うんですけれども、再度この点について検討をお願いしたいと思えます。

最後に、この公園整備に当たって市の教育委員会からも意見を述べるだけでなく、いろいろなやっぱり、述べるというと何か強制的に言うような状況になりますけれども、これもやっぱり参加して市民の考えも聞いて、歴史・文化の教育のための参考としてもいろいろな立場で意見を述べてもらえば、ある程度認識しながら公園整備がうまく行くんでないかなあと思うんで、そして将来とも古墳とかそういうのを復元することによって、史跡ばかりでなくてそういう施設をつくることによって改めてその地域の偉大さというか、出てくると思うんで、その辺の、意見でなくて助言するみたいな形でぜひ教育委員会からも参加していただくようお願いして、第2問とします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 基本計画から実施計画まで変更した理由なり、あるいはその間において事業費を削減したというようなことはる申しあげましたので、あえて2回も言う必要はなかろうかなとこのように思っております。

それから、現在の事業費で計算しておるわけでございますから、さらに増額復活するのじゃないかなという御疑念を持っていらっしゃるようでございますけれども、それは考えられないことでございます。

それから、アクセスでございますけれども、主要地方道から入っていくというようなことをやっぱり考えなくちゃならないなとこのように思っております。そういうことで、皿沼河北線から西の方に入っていくと左沢線を横切って、そして現在の上り口になっておる辺あたりに取り付けようかと、それが一番いいのじゃないかなとこのように思っておりますが、その他いろいろ路線・ルート考えられますけれども、その辺をまず一応主なアクセスということで考えておるところでございます。そうしますといろいろ関係者も出てくるわけでございますので、その辺のこれからの協議ということも出てこようかと思っております。

それから、そういう今のアクセス道路というものは、最上川寒河江緑地の方の事業費とは、まずは緑地公園事業というのとは関係ないことでございますから、別枠の事業ということになろうかなとこのように思っておりますけれども、その辺もこれから一体となった補助事業の中に入るかどうかという、まあ無理だと思いますけれども、そんなことも考えておるところでございます。

あと、管理棟とか艇庫、東屋のことについてのお話ございましたけれども、先ほど申しあげた中でございますけれども、なお詳細については担当から申しあげたいと思っております。

それから、地元から公園広場というような、これは一番最初にあったわけでございますけれども、その後、今言ったように多目的水面広場に切りかえて、地元の方々はもちろんでございますけれども寒河江市民、あるいは広く利用されるようにというようなことを地元の方々にも御理解をちょうだいしているところでございますので、現在のような進め方で地元の方は御理解いただけるものとこのように思っております。

それから、安全対策、冬期間の使用できないと、こういうようなことは先に行ってから十分施設を築造中なり、あるいはどういったところに問題が出るかというようなことを姿を出しながら、その中で安全対策というようなものは十分考えていかなくちゃならないものとこのように思っております。以上です。

佐竹敬一議長 社会教育課長。

斎藤健一社会教育課長 2問目の御質問についてお答え申し上げます。

まず第1点、市単独の高瀬山遺跡群の発掘調査を行う考えはないかというふうなお尋ねでございますが、このたび県の方で公園整備にかかわる工事手法として盛り土工法を考えているということでございますので、学術の調査等の立場での市単独での発掘調査というものは今現在では考えていないところでございます。

それから、二つ目の高瀬山一帯の遺跡のことでございますが、遺跡と史跡とはまた違いまして、あそこの一帯は先ほど質問にもございました山形県の遺跡地図の中に「高瀬山遺跡群」として登録されているものでございます。ただ、そのうちの約100平米、99.17平米でしたか、100平米程度が県の指定史跡として登録になっているということで、その場所に「高瀬山古墳」というふうな表札が立っている、あの場所でございます。

さらに、そのほかの部分も史跡として登録するには、開発行為なり学術発掘等によって詳細を発掘調査しないと史跡には登録ならないということになりますので、今のままで高瀬山の全体が遺跡群として扱われているというのが現状でございます。

それから、3点目の包蔵地の分布図の配布についてでございますが、先ほど答弁申しあげましたように、いろいろな遺跡の分布については各担当課並びに土地利用対策会議等でそれに基づいていろいろ協議・調整しながら進めております。これを一律全部配布してしまいますと、その遺跡のエリアのとらえ方とか、いろいろな内容について不十分になりますので、かえって誤解を招くようなことも出てまいろうかと、かえって心配いたします。そういう意味で、直接担当課の方で具体的な事例などについて個別にその遺跡等とのかかわりをいろいろ説明したり、お答えしたりしているというのが現状でございます。

最後に、4点目の公園整備について市民参加型の検討会に教育委員会も参加してはどうかという御提言でございますが、市の方の立場として先ほどお答え申しあげましたように、直接工事の担当の課と、また県の文化財保護室とは緊密に連絡をとっておりまして、その立場でこの工事についての連携を深めていくということで、直接この検討会に教育委員会行政が入って、真っすぐのかかわりを持つということではなく調整してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

佐竹敬一議長 都市計画課長。

柏倉隆夫都市計画課長 先ほどの質問の中で、3点ほど私の方からお答えいたします。

カヌー大会のときのトイレとか、今計画している中で数的に大丈夫なのかというようなことでありましたけれども、通常の利用というような中では管理棟の中に一つ、それからグラウンド広場、芝生広場それぞれ1カ所ずつというようなことで計3カ所見ております。大会とか、そういった人数が一時的に多くなるというようなことについては、常日ごろから設置をしておくことは効率的でないというようなことになりますので、仮設のトイレというものを設置しながらしていく方法になろうかと思えます。

それから、管理棟、艇庫については図面の方に載っていないというようなことで、事業費の中に入っているのかというようなことだったんですが、それは事業費10億円の中に入っております。

それから、東屋とかについても最小限というようなことにしておりますけれども、先ほど議員の方からありましたように、樹木、高木等での日陰、そういったものも確保していくというようなことで、基本計画の中では何カ所か図面の中にありましたけれども、そういった樹木等によるカバーというようなことで1カ所程度というようなことで考えております。以上です。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 この寒河江緑地の整備5億円削減になったことは非常に喜んでいるんですけども、結果的にこのアクセス道路とか、そういう問題がさらにまた今後膨らんでくる状況ですね。だから、本来こういうのも全体的な計画をする時点でやっぱり議会なり住民にきちっと説明した中で事業を進めるべきと私は思います。

このたび、これと違うんですけども、寒河江公園の問題ですけども、寒河江公園も測量調査をやって、そして地質調査などもやって、1,600万円ほどかけて事業計画を立てておりますよね。そうした中で、突如これも16年度から実施計画から消えています。これはどういうことかと、私、担当課にも話を聞いたんですけども、結果的にこういう整備は国土交通省が今いろいろ公園整備やる中で、公園ばかりでなくて一体とした整備をやる考えで今検討されているという話でした、担当課に聞けばね。ですから、やはりこの最上川緑地も、もう少しエリアを広げて具体的な内容を本当はもっと早く示すべきだったはずですよ。

確かに、当初15億円もなっているんだから、当然そのアクセス道路なども含んで検討されていると、私らは思ってたんですけども、それが新たに今度またプラスになるということは、事業費とは当然関係ありませんけれども、また、それがプラスになるということは、非常に大きな問題だと思うんです。ですから、こういう整備に当たってはもう少しエリアを広げて検討していただきたいと思います。

それから、教育委員会にいろいろ質問した結果の中で、やはりこっちの言うところがなかなか届かないというか、基本的には考え方が大分違うようですけども、やはり包蔵地を保護するというきちっとした建前であれば、もう少し分布図なども作成して、1回でもいいからきちっと流してもらえれば、でなければ市報なんかにも何か掲載して載せる方法もあるし、いろいろこれはそれなりに対策はとれるんじゃないかと思えます。

やはり、市民が知らない間に発掘して、いろいろな土器とか、あるいは石器とか、出た場合でも、全然わからないわけです、素人は。だから、それをやっぱり社会教育課あたりが指導できるように分布図を作成してもらえんならと思っているんですけども、その辺についても再度、市報なんかに掲載する考えはないかお聞きしたいと思います。

あとは、この盛り土の関係ですけども、何年前かに、あそこら全体を試掘しております。だから、その状況を判断して、県にもう少し寒河江市の土地の状況を話して、本当にこの土地が盛り土で保存できるのかどうか、この辺も確認してもらった必要があると私は思っているんです。これは残すのならやっぱりきちっと残す方法で、後で掘ってみた結果、全然もう埋没して終わりだった状況ではまずいし、この辺ももう少し県の文化財保護室あたりと協議をしながら検討をしていただきたいと思えます。以上で終わります。

佐竹敬一議長 社会教育課長。

斎藤健一社会教育課長 一つは分布図の作成についてでございます。

先ほどお答えしましたように、分布図そのものは県の埋蔵文化財の分布状況調査の図面を受けまして、寒河江市ではそれなりの寒河江市全域の分布図をもとにいろいろな指導をしているところでございます。

その後、追加になった発掘調査にかかわるものも、それに加えながら、その細かい分布図で指導しておりますので、ある一定期間で全部同じものを配布するというよりも、一番直近で正確な分布図に基づいて、いろいろな開発行為にかかわる調整をしていきたいというふうに考えておりますので、今現在は直接の御相談と土地利用対策会議並びに各課との調整の中で進めてまいりたいと考えております。

あと、市報等の紙面を使った広報などについても、また別個の視点で考えたいと思います。

あと、もう一点、二つ目の試掘でございますが、高瀬山開発の時点で確かに56ポイントのポイント試掘を行っております。それに基づいて今現在の高瀬山遺跡群がこうやって県の埋蔵文化財の分布図に登録されているわけでございます。そんなことで、あの試掘はあくまで埋蔵文化財の分布を調べるレベルの試掘でございましたので、その後、遺跡として史跡に登録するまでの分ではございません。

さらに、このたび盛り土工法で大丈夫かということもありますけれども、県の工事そのものが現状の埋蔵文化財に手をかけずに二、三メートルの盛り土で文化財を保護するという工法をとりますので、それにかかわる直接の試掘なり発掘調査を行うということは今考えておりませんが、今後の推移を見ながら、県との調整は今後も続けてまいりたいと思います。以上です。

散 会 午後2時28分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでございました。